

第1章 総論

第1節 基本計画の策定にあたって

(1) 基本計画の目的

この基本計画は、三木市総合計画の前期基本計画として、三木市の平成21年度までのまちづくりを総合的・計画的に進めていく指針とします。

この計画は、基本構想に示すまちの将来像「日本一美しいまち三木」の実現に向けて、人口構造、土地利用などの基本的な枠組みを定めるとともに、基本的な施策の方針、事業の狙いや内容を明らかにします。また、地域主権を進めるにあたって三木市の10地域について、それぞれの地域のまちづくりの方向性を示します。

(2) 基本計画を進める主体

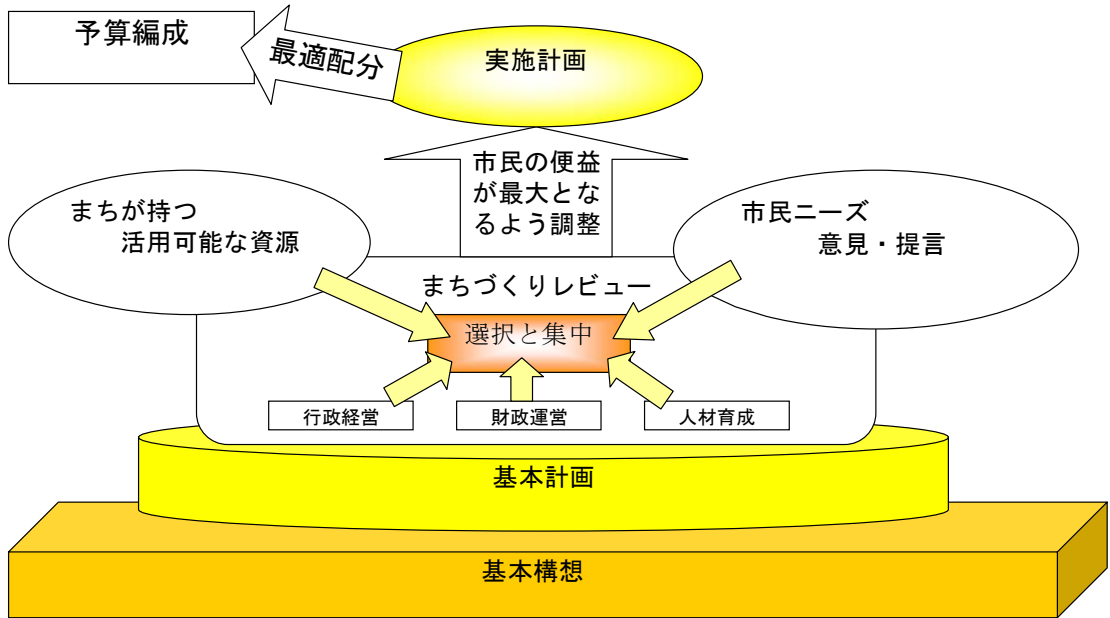
「日本一美しいまち三木」の実現に向けての人にやさしいスローライフなまちづくりは、市民の皆様と行政がともに力をあわせる協働のまちづくりにより進めていきます。この計画は、市民一人ひとりや地域のコミュニティ、各種団体、事業者などすべての市民、そして行政がこの計画の実現主体となって、ともに考え、行動してその実現を図ります。

そこで、市民の皆様と行政が協働のまちづくりに取り組むために、「市民協働指標」を取り入れました。この指標は、市民の皆様や行政のまちづくりへの取組方を示すもので、それぞれの事業をだれが主体となって進めていくのか、またそれぞれの役割をだれが担っていくのかについても明らかにします。

(3) 基本計画と予算との連携

この計画は、三木市の3年間にわたる基本的な施策や事業を示します。具体的に計画を進めるにあたっては、毎年度、予算を施策に盛り込み、議会の議決を得て進めていくこととなりますが、この計画と予算との連携をどのようにして図るかということが、大きな課題となります。

そこで、年度ごとに「まちづくりレビュー」を行い、基本計画の事業について社会条件の変化や市民の皆様のニーズ、意見、提言などとまちが持つ活用可能な資源や事業効果を総合的に分析し、これを実施計画にまとめ、予算に反映していくしくみを確立し施策等を実現していきます。



第2節 施策の体系

まちづくりの目標を5つの柱の基づき、施策を体系化しました。

1 ふれあい人間のまち

- (1) 人権を尊重する
 - ア 人権教育・啓発のまちづくりの推進
 - イ 男女共同参画のまちづくりの推進
- (2) 市民活動や市民交流を活発にする
 - ア コミュニティ・NPO・ボランティア活動の振興
 - イ 市民協働の推進
 - ウ 都市交流・国際交流の推進

2 いきいき文化のまち

- (1) 伝統や文化を守り育む
 - ア 伝統伝承・文化財の保護
 - イ 文化芸術・食育施策の推進
- (2) 生涯にわたる教育を充実する
 - ア 学校教育の充実
 - イ 社会教育・家庭教育・地域教育の支援
 - ウ スポーツ・レクリエーション活動の振興

3 うるおい景観のまち

- (1) 美しい景観を育む
 - ア 自然環境の保全
 - イ 景観形成の推進
 - ウ 公園・緑化の整備
- (2) まちの機能を高める
 - ア 土地利用・定住の促進
 - イ 活気ある市街地整備の推進
 - ウ 道路網の整備
 - エ 公共交通の充実
- (3) 地球環境を大切にする
 - ア 地球温暖化の防止、資源循環の促進
 - イ 上水道・下水道の整備

4 にぎわい交流のまち

- (1) 元気な産業をつくる
 - ア 金物産業・工業・商業の振興
 - イ 企業誘致の推進
 - ウ 農業の振興
- (2) 魅力ある観光づくりを進める
 - ア 交流の推進、観光の振興
 - イ 新ブランドの創出
- (3) 情報の基盤を整える
 - ア 情報基盤の整備

5 やすらぎ安心のまち

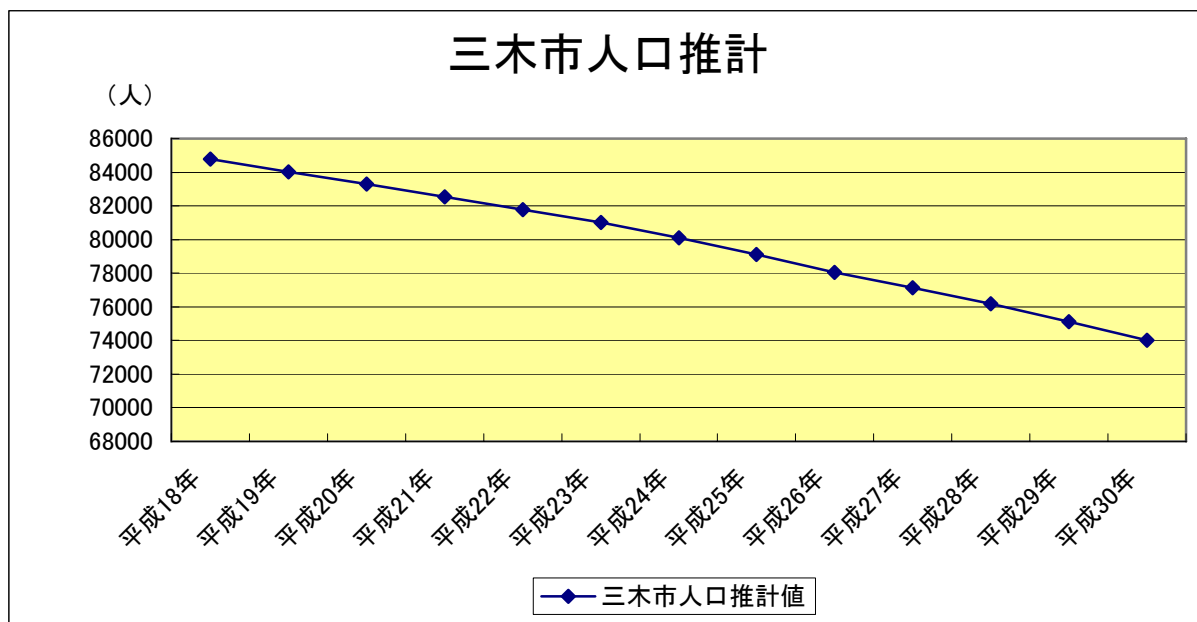
- (1) 健康医療を充実する
 - ア 健康づくりの推進
 - イ 地域医療・市民病院の充実
- (2) 福祉を充実する
 - ア 地域福祉の充実
 - イ 高齢者福祉・障害福祉
 - ウ 子育て支援の充実
- (3) 暮らしの安全を高める
 - ア 危機管理・防災・消防体制の充実
 - イ 救急救助・交通安全・防犯・消費生活・斎場施策の充実

第3節 将来人口展望

1 総人口

三木市の将来推計人口は、国立社会保障人口問題研究所の小地域簡易推計モデルで試算すると平成30年には74,000人程度となります。また、直近2回の国勢調査の動向（平成12年と17年の推移）からみると平成30年には、80,000人程度となります。そこで、この2つの推計をもとに総合的に判断して平成30年の推計人口は、77,000人とします。

これに加えて今後、企業誘致や子育て支援などのプロジェクトや若者定住対策、空き家対策などによる事業効果と民間の宅地開発により、平成30年には、3,000人程度の定住人口が増加すると見込めることから、平成30年の人口目標を80,000人とします。

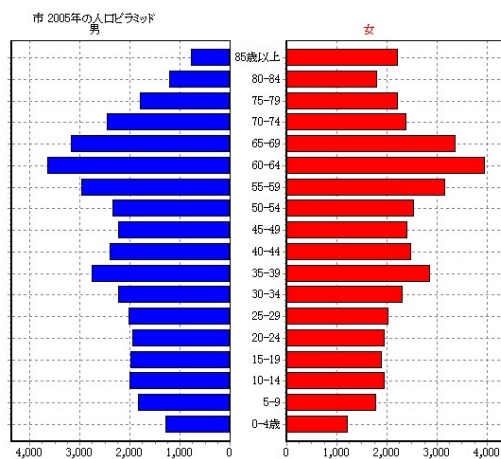


2 年齢別人口

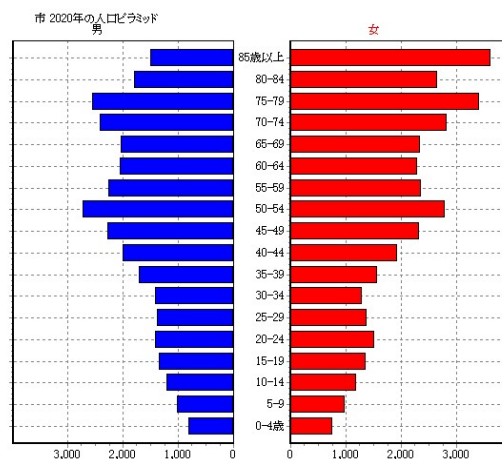
国勢調査をもとに三木市の年齢構成別の人口をみると、65歳以上の高齢者は平成17年の21.4%が、平成32年になると36.7%に達します。三人に一人が65歳以上の高齢者になると予測されます。逆に、0～14歳の若年層は、平成17年の13.3%から10%を割りこんで8.7%にまで減少すると予測されます。

階層別人口の推移

	平成17年		平成32年ごろ	
	三木市	兵庫県	三木市	兵庫県
0歳～14歳	13.3%	14.3%	8.7%	9.9%
15歳～64歳	65.3%	65.8%	54.6%	57.8%
65歳～	21.4%	19.9%	36.7%	32.3%



平成17年国勢調査人口



平成32年ごろ

3 地域別人口

国立社会保障人口問題研究所の小地域簡易推計モデルで試算すると三木市の平成30年の各地域の人口は、三木南地域では平成18年の人口に比べて113%程度に増加すると推計されますが、その他の地域ではすべて減少します。

平成18年の人口に比して細川地域、口吉川地域では約81%、別所地域、志染地域では82%、三木地域、自由が丘地域は83~84%、緑が丘地域、吉川地域では87~88%、青山地域では93%と総じて人口が減っていきます。

また、地域で大きな課題となるのは、総人口の減少よりもむしろ65歳以上の高齢化率の上昇です。平成30年の高齢化率は、青山地域14%、三木南地域23%と30%以下で推移しますが、その他の地域は、吉川地域30%、三木地域34%、志染・自由が丘地域35%、別所地域36%、口吉川地域38%と30%を超え、さらに緑が丘地域と細川地域では40%を超えています。

4 交流人口

近年、さまざまな分野でNPO、ボランティア活動などが活発化しています。また、地域の生活文化に触れる体験型の観光などの広がりで、交流人口が増加しています。少子高齢社会では、これらの交流人口を新しい市民の力として捉え地域づくりにより生かしていく必要があります。

今後、団塊の世代の大量退職が始まる中で、多様な生活創造活動を求めるひとが増加し、交流人口はさらに拡大していくことが予測されます。このため、三木市からの情報発信を進め、年間500万人の交流人口を確保し、まちづくりの各分野で市民の皆様とともに協働のまちづくりへの参加を促進します。

第4節 土地利用計画

1 まちの骨格構造

「まちの核」と「まちの軸」により、三木市に骨格構造を形成します。

(1) 都市核

市民生活の利便性の向上と三木市の未来をひらく核となります。神戸電鉄恵比寿駅から西に広がる市街地を、商業、サービス、行政、文化機能が集積する三木市の中心的な拠点として位置づけます。

このうち、市役所周辺の地区は、行政・教育・文化・コミュニティなどの機能が集積するシビックゾーンで、市民が集まる三木市のシンボリックな拠点とします。

(2) 緑の交流核

三木市の東の玄関となり、この方面の市民生活や市民活動の核となります。吉川支所周辺の地域で、阪神方面からの観光・交流や健康づくり、福祉、文化、コミュニティ活動など、市内外から多くの人が集まり、ふれあいや交流を進める拠点となる地域とします。

(3) 神戸・北播磨交流軸

三木市を広域的に神戸方面と北播磨方面へつなぐまちの骨格となる軸です。

この軸は、ひと、もの、情報の広域的な交流を支えるまちの基盤となる主軸のひとつで、主要なアクセス手段となる鉄道や幹線道路などの交通機能で形成します。

(4) 阪神北部・東播磨交流軸

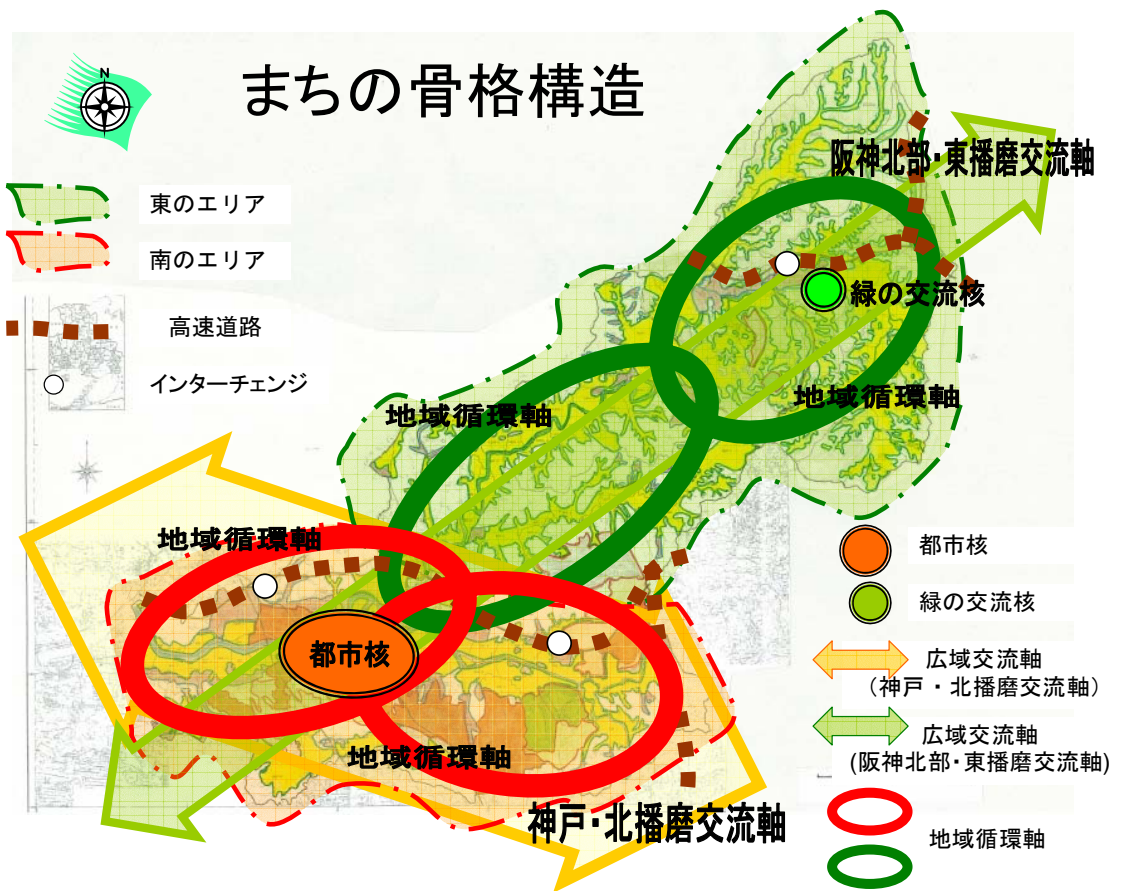
三木市を広域的に阪神北部方面と東播磨方面へつなぐまちの骨格となる軸です。

この軸は、ひと、もの、情報の広域的な交流を支えるまちの基盤となる主軸のひとつで、主要なアクセス手段となるものは幹線道路です。

(5) 地域循環軸

地域循環軸は、地域的な交流を支えるまちの基盤となる軸で、この軸は、ひと、もの、情報の広域的な交流を支えるまちの基盤となる軸で、地域的な幹線道路を主要なアクセス手段とします。

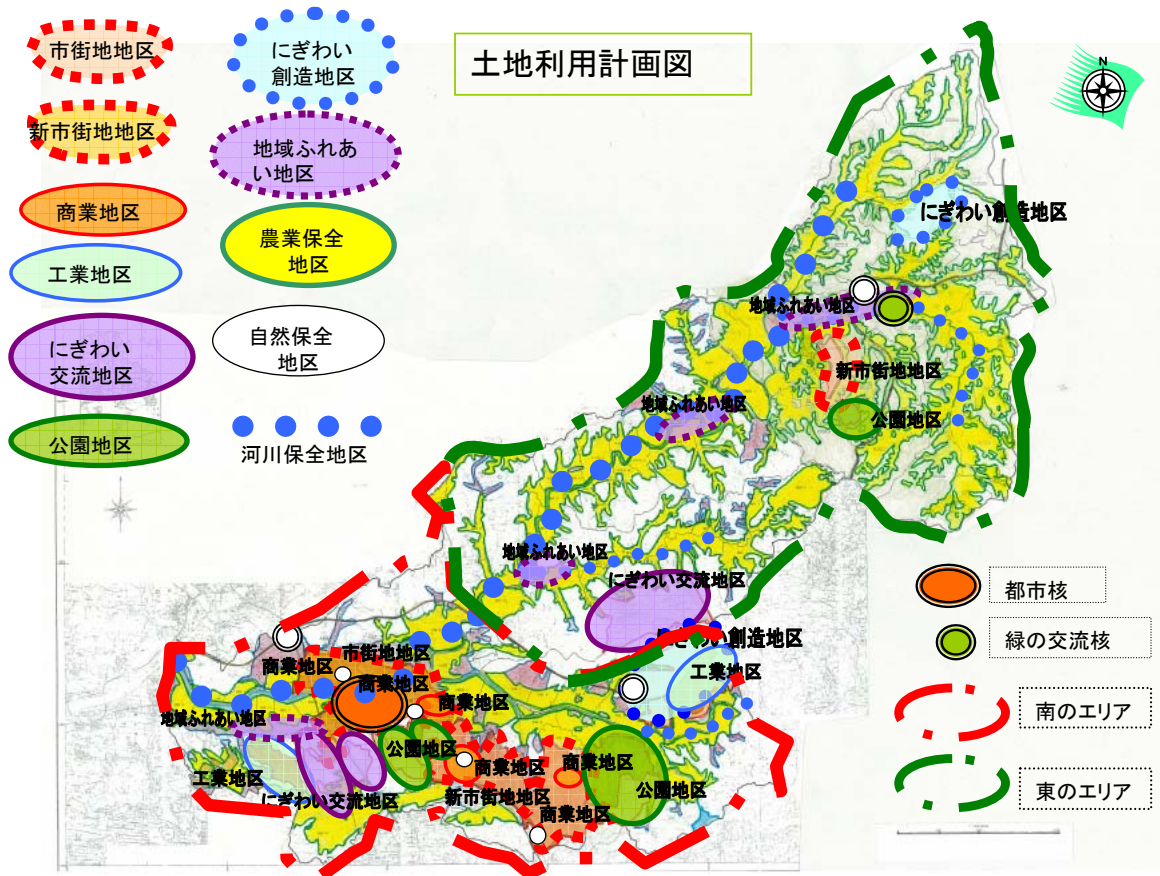
国土幹線等	中国自動車道、山陽自動車道及び舞鶴若狭自動車道 東播磨南北道路
鉄道	神戸電鉄粟生線
広域的幹線道路	国道175号、国道428号 主要地方道、一般県道、市道



2 土地利用計画

三木市の土地利用については、次の11の区域を基本に、それぞれの地域の特徴を生かすよう計画的な土地利用を進めます。

- (1) 新市街地地区
緑が丘、自由が丘、青山、さつき台、みなぎ台など、土地区画整理事業、都市計画法の開発許可により計画的に整備・開発された住宅地
- (2) 市街地地区
市街化区域のうち、新市街地地域以外の区域
- (3) 商業地区
大村周辺、市街化地区の商店街、神戸電鉄恵比寿駅、志染駅、緑が丘駅周辺、青山の業務地区
- (4) 工業地区
三木工場公園、ひょうご情報公園都市や、都市計画法の開発許可により整備された地区
- (5) にぎわい交流地区
グリーンピア三木、道の駅、ホースランドパーク、山田錦の郷など、多くの人を集客する観光拠点として、にぎわいや交流を進める地区
- (6) 公園地区
三木山森林公園、三木山総合公園、吉川総合公園、三木総合防災公園など、憩いとうるおいを提供し、スポーツ・防災拠点となる地区
- (7) にぎわい創造地区
ひょうご情報公園都市、吉川産業団地など、まちのにぎわいを創造するため、産業系、商業系、流通系、住宅系など、さまざまな土地利用を視野にいれて開発を促進していく地区
- (8) 地域ふれあい地区
地域のにぎわいや生活文化の創造など、暮らしのうるおいづくりと地域の活力を高め、地域のふれあいの核となる地区
- (9) 農業保全地区
農業振興地域として観光農業などを含め農業を振興し、農地を保全していく地区
- (10) 自然保全地区
本市を縁取る森、里山、緑地斜面、ゴルフ場、開発地の外周の緑地、生産緑地など、自然を保全活用する地区
- (11) 河川保全地区
美囊川など、河川環境を保全する地区



第5節 情報の共有

市民の皆様をはじめ市外への積極的な情報発信と幅広い情報の受信を活発に行います。市民の皆様の意見、提言やニーズ、また全国のまちづくりの最新情報などをとらえます。これらの貴重な情報を分析し、有効に活用していきます。

1 情報を発信する

市民の皆様や市外へ積極的な情報発信を行います。

(1) 広報推進事業

① 事業のねらい

市民と情報共有を進めるため、積極的な行政情報の提供を進める。

② 事業の主な内容

ア 広報「みき」の充実

イ FMみっきいの活用

ウ ホームページの活用

エ 新聞、テレビ、ラジオなどマスメディアを活用して三木の情報の全国発信

オ 新しい広報戦略(シンボルマーク、イメージキャラクターなど)の展開

③ 市民協働の指標

協働	市民は、市政情報を日常生活で活用する。 行政は、市民の皆様タイムリーにわかりやすい情報を提供する。
----	--

2 情報を受信する

市民の皆様の意見、提言やニーズ、また全国のまちづくりの最新情報などを的確にとらえます。

(1) 広聴推進事業

① 事業のねらい

市民と情報共有を進めるため、多様な広聴活動を推進する。

② 事業の主な内容

ア 市長デスク、市長メールなどの実施

イ タウンミーティングなどでの市民意見の聴取

ウ ワークショップなどの実施

エ マーケティングリサーチ手法の研究による市民ニーズの把握

オ 新聞、テレビ、ラジオなどマスメディアやインターネットを活用しさまざまな情報の受信の実施

③ 市民協働の指標

協働	市民は、市政に関心を持ち、積極的にまちづくりに対する意見、提言をする。 行政は、市民の皆様からの意見・提言を広聴し、施策に反映する。
----	---

3 情報を公開する

あらゆる市政情報を、タイムリーにわかりやすく市民の皆様に提供していきます。

(1) 情報公開事業

① 事業のねらい

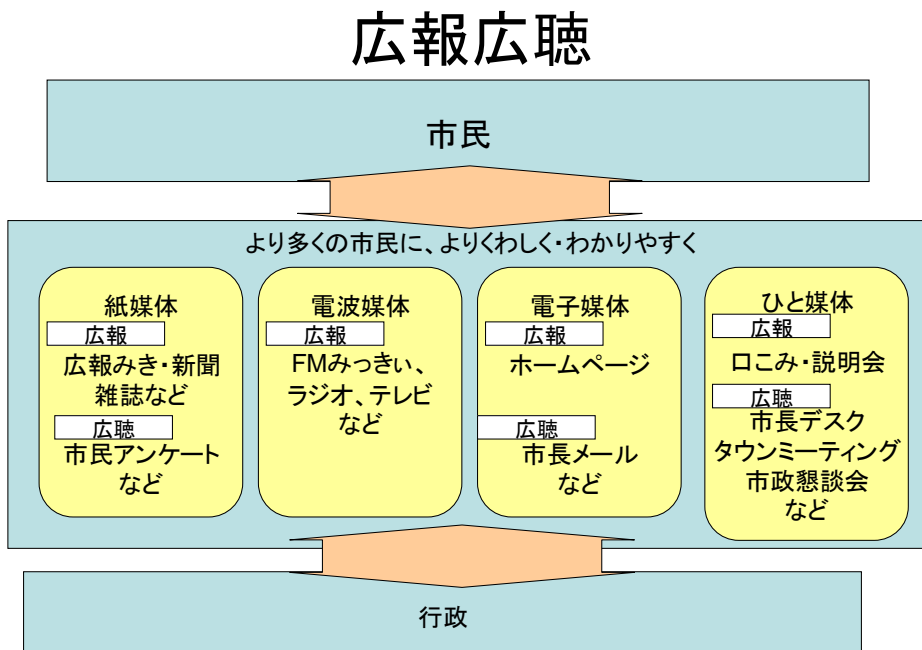
市民の皆様にあらゆる市政情報を公開し、市民の皆様がまちづくりに積極的に参画できるようにする。

② 事業の主な内容

- ア 広報みき、ホームページでの情報公開の充実
- イ 情報公開コーナーの充実
- ウ パブリックコメント制度の充実
- エ 審議会などの会議の公開制度の創設
- オ 審議会などの委員の公募制度の充実

③ 市民協働の指標

協働	市民は、情報公開の諸制度を積極的に活用し、市政への関心を高め必要な意見、提言をする。 行政は、あらゆる市政情報を市民の皆様に迅速にわかりやすく提供する。
----	---



第6節 まちの経営

すべての視点を市民に置く「市民が主役のまちづくり」のしくみを基本とし、「ひと」「もの」「カネ」「情報」「時間」などの経営資源を活用し、「行政経営」「財政運営」「人材育成」を進め、最大限に市民満足度が高まるよう質の高い行政サービスの提供の実現をめざしまちの経営を進めます。

1 行政のしくみやルールをつくる

市民からの情報収集、市民ニーズの把握、政策立案、プロセス管理、成果分析、改善計画などの領域で、マーケティング手法を活用し効果的に行政経営を進めていきます。市民ニーズを適切にとらえ、これを政策に結び付けていくために、政策形成能力を高めます。また、政策を着実に実施していくため総合計画の推進体制を確立します。

(1) 基本計画推進事業

① 事業のねらい

市民の皆様へのサービスを向上するため、計画的、戦略的にまちを経営する。

② 事業の主な内容

ア 総合計画の計画的な推進

イ 政策推進のサイクル（PDCAシステム）の確立

ウ 市民満足度調査の実施

エ 組織・機構の活性化

オ 「（仮称）まちづくり基本条例」の調査・検討

カ 「市民協働」や「地域主権」の支援

③ 市民協働の指標

行政	行政は、市民満足度がより高まるように施策を企画、立案、実施する。
----	----------------------------------

(2) 広域行政・連携事業

① 事業のねらい

市民サービスを向上するため、消防、医療など、広域行政や学術機関などとの幅の広い多面で広域的な連携を進める

② 事業の主な内容

ア 播磨内陸広域協議会活動の推進

イ 神戸隣接市町長懇話会活動の推進

ウ 大学等、高等教育機関との連携事業の推進

エ 産業界との連携

③ 市民協働の指標

行政	行政は、広域的連携、大学との連携を進める。 市民はこれを活用する。
----	--------------------------------------

2 財政を健全に運営する

健全な行財政基盤を確立し「日本一美しいまち」づくりを支えていくため、財政運営の不断の見直しを進めます。「選択と集中」のさらなる推進により、あらゆる事業について聖域を設けることなく見直しを行い、行財政構造を転換していきます。

(1) 財政運営事業

① 事業のねらい

健全な財政基盤を確立するため、行財政改革を推進する。

② 事業の主な内容

ア 市債の削減

イ 職員の適正配置

ウ 民間委託の推進

エ 「選択と集中」による事業の見直し

オ 市民協働による地域の特性にあった事業の展開

③ 市民協働の指標

協働	市民は、行財政の事情に関心をもち、積極的に意見、提言を行い理解に務める。 行政は、健全な行財政運営に努め、市民の皆様にわかりやすく行財政状況を説明する。
----	---

(2) 財産管理事業

① 事業のねらい

まちづくりを支えるため、市有財産の有効活用を推進する。

② 事業の主な内容

ア 市有地のうち遊休地及び不用地の売却

イ 土地開発公社の経営健全化

③ 市民協働の指標

行政	行政は、有効利用が図られない遊休地及び不用地は積極的に処分する。 また、小規模な土地については、隣接者への売却を推進する。
----	--

3 人材を育成てる

組織は、人により構成され、まちづくりを支えるのは「人」です。そこで、「人材」及び「人材育成」の重要性を再認識し、職員に組織の使命を伝え、職員が持つ多様な能力を引き出し、高め、組織として活かしていくよう人材育成を進めます。

(1) 人材育成事業

① 事業のねらい

市民のために働く職員をつくるため、職員としての意識改革を進めよう「自己学習」をうながし、「市民に信頼される骨太の職員集団」を育成する。

② 事業の主な内容

ア 個性豊かな、変革力を持った職員集団の育成のための「三木市人材育成基本方針」の策定

イ 能力、実績に見合った人事管理制度の導入

ウ 組織マネジメント力の向上のための「目標管理制度」の活用

③ 市民協働の指標

行政	行政は、主体的に人材育成を進める。
----	-------------------

(2) 人事管理事業

① 事業のねらい

健全な財政基盤を確立するため、総人件費を抑制する。

② 事業の主な内容

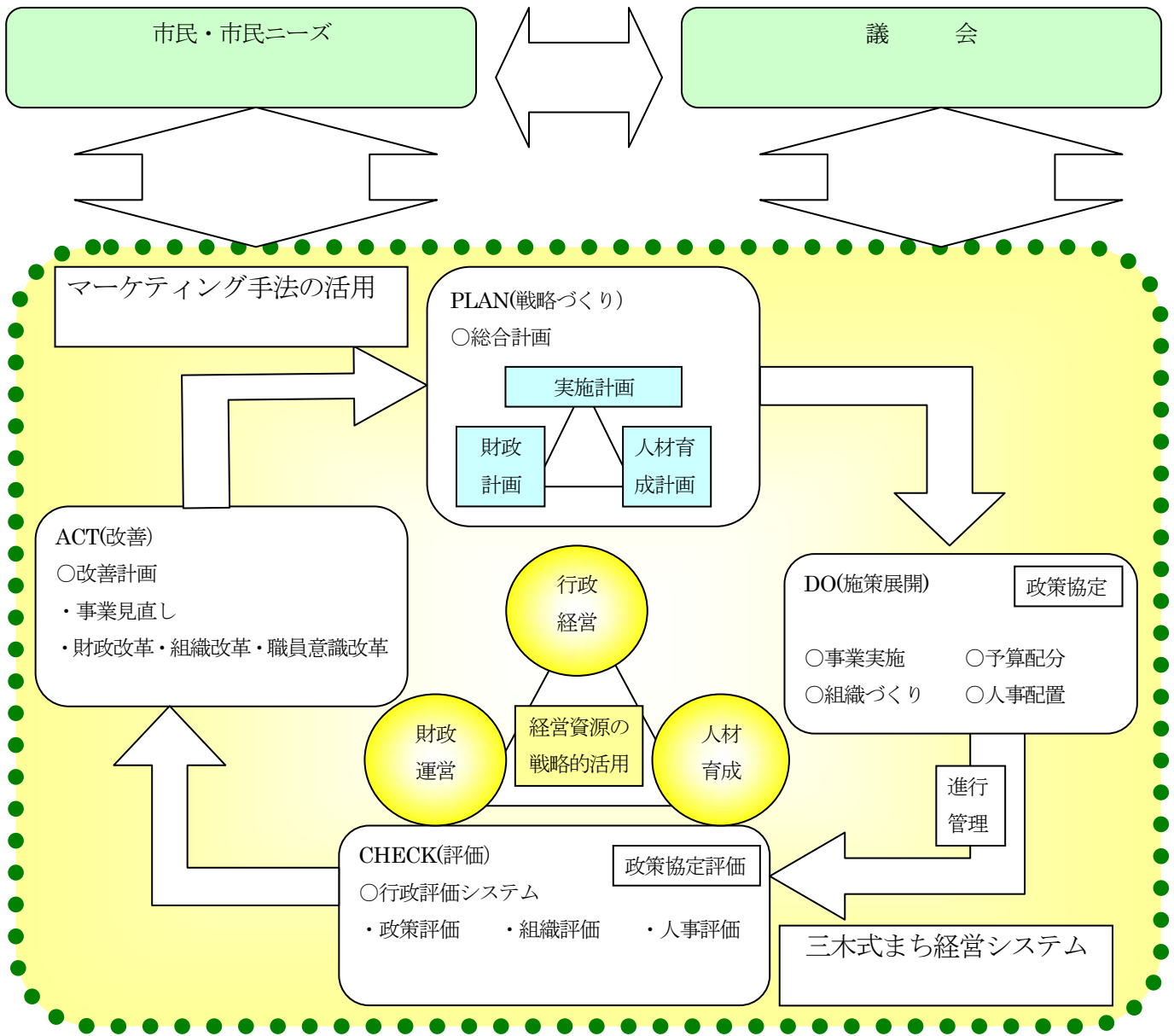
ア 職員の適正配置

イ 適正な労務管理

ウ 給与制度の適正化

③ 市民協働の指標

行政	行政は、適正な労務管理を行い、総人件費を抑制する。
----	---------------------------



第7節 地域主権の推進

三木市がめざす地域主権を進めるために「地域づくり計画」をつくります。そして、三木市の10地域それぞれが、人口減少・少子高齢化に負けない多様で個性が輝く元気な地域社会づくりを進めます。

(1) 地域づくり計画

地域づくり計画は、地域に住む職員が中心となって、それぞれの地域でタウンミーティングを開催し、地域住民の皆様と膝を交えて意見を交換し、多くの提言を受け、これらを最大限に盛り込んで地域づくりの指針としてまとめたものです。

地域づくりは、地域に暮らす市民、そこを訪れる人、企業、行政が、地域づくりの目的を共有し、それぞれが役割を担いともに力を合わせて進めていかなければなりません。そこで、地域づくり計画では、それぞれの事業を中心となって進める主体を「市民」「協働」「行政」というように分類しています。

※ 地域づくり計画は、第3章を参照

(2) 地域主権の推進

全国各地では、「市民協議会」等の名称で、地域主権を進める組織が作られて、地域住民による活発な地域づくりが展開されています。これは、地域の主権者である住民自らが、地域の将来を考え、選択し、自発的に地域活動を行い、自立した地域社会を築くことが地域づくりの原点であるからです。

三木市では、自治会活動などを振興するとともに、少子高齢化に負けない元気な地域社会づくりを進めるために地域主権のしくみづくりを応援していきます。また、地域主権を支援するため公民館機能を強化し、地域づくりのノウハウの提供を進めるとともに、地域づくり計画の推進を支援していくために「地域予算制度」などの新しいしくみを創っていきます。

第2章 まちづくりの各論

第1節 ふれあい人間都市

1 人権を尊重する

《人権教育・啓発》

政策1	市民の皆様一人ひとりの人権が尊重され、多様な文化や価値観が認め合えるまちをつくる。
-----	---

【施策1】自分から進んで活動したり、地域へ拡げられるような人権教育・啓発を進める。

(1) 人権啓発事業

① 事業のねらい

市民意識を高め人権尊重のまちづくりの裾野を広げるため、人権尊重のまちづくり条例の周知・啓発を進める。

② 事業の主な内容

ア あらゆる人権課題の解決に向け、人権尊重のまちづくり条例の周知・啓発の推進

イ 総合隣保館を中心に人材育成、住民交流、地域での人権学習の推進

ウ 差別や人権侵害に対する相談支援体制の充実

エ 人権尊重のまちづくり実施計画の着実な推進

③ 市民協働の指標

協働	行政は、各種啓発活動・事業を積極的に進めるよう努める。 市民は、啓発、事業に協力し人権啓発の普及に努める。
----	--

(2) 人権教育事業

① 事業のねらい

人権尊重のまちづくりを普及するため、住民主体で人権教育を進める。

② 事業の主な内容

ア 地域の課題に即した人権教育の推進

イ 地域づくりを基盤とした住民学習など市民研修の推進

ウ 人権課題についての市民の主体的な学びの機会の充実

③ 市民協働の指標

市民	市民は、主体的に研修会の開催を進めるよう努める。 行政は、講師など開催を支援する。
----	--

《男女共同参画》

政策2	男女がともに自立し、責任を負い、その個性と能力が発揮できる男女共同参画のまちをつくる。
-----	---

【施策2】あらゆる分野で男女共同参画社会を実現するための意識づくりや環境づく

りを進める。

(1) 男女共同参画推進事業

① 事業のねらい

男女共同参画を推進するため、女性に対するあらゆる差別や暴力の根絶をはじめ、男女の人権が確立されたまちづくりを進める。

② 事業の主な内容

ア 男女共同参画の理解に向けた意識改革と男女平等の仕組みづくりを促進

イ 男女が働きやすい環境・条件づくりのため、雇用の場などにおける男女の均等な機会と待遇の確保

ウ 女性に対する暴力の防止と根絶に向けての人権意識の確立

エ 女性委員の積極的登用など市政への女性提言機会の拡大と、女性管理職の登用促進

オ 男女共同参画プランの着実な推進

③ 市民協働の指標

協働	行政は、男女共同参画推進の事業や啓発を進める。 市民は、啓発、事業に参画し男女共同参画社会の実現に努める。
----	--

(2) 男女共同参画センター事業

① 事業のねらい

男女共同参画社会を実現するため、取組みや拠点施設を充実する。

② 事業の主な内容

ア 男女共同参画社会実現に向けた講座の充実

イ 女性にかかわる様々な悩みに対する相談事業と被害者支援のための取組みの充実

ウ 男女共同参画に関する図書・資料の充実

エ 男女共同参画に取り組む団体・グループづくりの支援

オ 男女共同参画センターの整備と機能の充実

③ 市民協働の指標

協働	市民は、啓発、事業に参画し男女共同参画社会の実現に努める。行政は、男女共同参画推進の事業や啓発を進める。
----	--

2 市民活動や市民交流を活発にする

《コミュニティ・NPO・ボランティア》

政策3	コミュニティ活動や市民活動が活発な市民が主役のまちをつくる。
-----	--------------------------------

【施策3】地域の多様な主体が協働で進める地域づくりを推進し、市民一人ひとりのコミュニティ活動への参画を支援する。

(1) コミュニティ支援事業

① 事業のねらい

特色ある地域づくりを進めるため、コミュニティ活動を支援する。

② 事業の主な内容

ア 各種団体など市民活動団体の連携強化

イ 公民館のまちづくり機能を強化し、ここを拠点とした地域コミュニティの充実

ウ 地域団体の活性化、自治会、コミュニティ活動への支援

エ 地域活動リーダーの養成、ネットワークづくりの推進

オ 新しい地域づくりに向けた諸制度（市民協議会、地域予算）の調査、研究

③ 市民協働の指標

協働	地域住民は、自らの組織の活性化、ネットワーク化を進め地域力を高めるよう努める。 行政は、自治会への加入、活動への参加の啓発を行う。
----	--

【施策4】 多様な活動主体がまちづくりを推進し、市民の皆様一人ひとりが市民活動への参画を活発にするよう支援する。

(1) 市民活動支援事業

① 事業のねらい

多様な市民活動が展開されるようにするため、市民の皆様や市民活動団体の地域活動・ボランティア・まちづくりに関わる活動を啓発し支援する。

② 事業の主な内容

ア リーダー・コーディネーター等人材の養成

イ NPOや市民活動団体等への活動支援

ウ ボランティアセンターの充実

エ 市民活動参画を促す情報提供

オ NPOや市民活動団体等のネットワーク化

③ 市民協働の指標

協働	市民は、積極的にボランティアや市民活動に参加するよう努める。 行政は、市民が積極的に活動できるように情報提供、人材育成など、活動の支援を行う。
----	--

《市民協働》

政策4	市民の皆様と行政が良好なパートナーシップで築く市民協働のまちをつくる。
-----	-------------------------------------

【施策5】 市民皆様がお互いに自主的・主体的に協働したり、市民の皆様と行政が役割分担してまちづくりを進めるしくみをつくる。

(1) 市民協働普及事業

① 事業のねらい

協働のまちづくりを普及するため、市民の皆様と行政の合意形成のしくみをつくる。

② 事業の主な内容

- ア 地域のまちづくり情報の共有
- イ 職員のまちづくりに対する意識改革とまちづくりへの参画
- ウ 市民協働参画のまちづくりのルールづくり
- エ 審議会等への公募委員の積極的登用
- オ 市民参画型ワークショップの開催

③ 市民協働の指標

協働	市民は、まちづくりに関心を持ち積極的に参画するよう努める。 行政は、市民がまちづくりに参画できるよう情報発信、審議会などへの市民公募を進める。
----	--

(2) 市民協働推進事業

① 事業のねらい

市民の皆様が主役のまちづくりを進めるため、協働のまちづくりの環境整備を推進する。

② 事業の主な内容

- ア 市民協働への意識啓発事業の実施
- イ NPO法人などへの事業委託の拡大
- ウ 公民館のまちづくり機能の強化
- エ 市民組織を横断する連携体制の強化

③ 市民協働の指標

協働	行政は、協働のまちづくりの環境整備を進める。 市民は、主権者としてまちづくりに関心を持ち積極的にまちづくりに参画するよう努める。
----	---

《都市交流・国際交流》

政策5	国際交流や都市間の連携と交流が盛んなまちをつくる。
-----	---------------------------

【施策6】国内の都市と文化、産業などによる多面的な交流を進める。

(1) 市民交流事業

① 事業のねらい

国内各地とまちづくりの情報を交換し交流の輪を広げるため、隣接のまちや国内の都市と市民の皆様相互の交流を促進する。

② 事業の主な内容

- ア 隣接都市などとの市民交流の促進
- イ 都市間交流の促進

③ 市民協働の指標

協働	市民は、交流事業に積極的に参加するよう努める。 行政は、市民交流の機会を提供する。
----	--

【施策7】海外の都市との交流、国際理解を深め、グローバルな視野をもつ市民を育

てる。

(1) 国際交流事業

① 事業のねらい

グローバルな視野をもち、世界の人々と交流できる市民を育てるため、都市親善、異文化交流、国際理解を進める。

② 事業の主な内容

ア 三木市国際交流協会と連携し、異文化交流、国際理解教育を推進

イ 姉妹都市のバイセリア市やコロワ市との都市親善の推進

③ 市民協働の指標

市民	市民は、主体的に異文化交流、国際理解教育などを通してグローバルな視点を養うよう努める。 行政は、国際交流協会の活動を支援し市民の国際理解を進める。
----	--

第2節 いきいき文化都市

1 伝統や文化を守り育む

《伝統伝承・文化財保護》

政策6	三木の祭りをはじめとし歴史の中で育まれた伝統・伝承、文化を守り育むまちをつくる。
-----	--

【施策1】三木のまつり、伝統芸能、歴史を大切にし継承する。

(1) 伝統伝承事業

① 事業のねらい

三木の心を未来に伝えるため、三木のまつりの振興、伝統芸能、伝統文化、伝承の保存、継承を進める

② 事業の主な内容

- ア 三木のまつり文化の振興、伝承
- イ 三木の歴史に対する市民意識の高揚
- ウ 鬼おどり、ヤホー神事など民俗文化の保存・伝承
- エ 文化財ボランティア（展示解説サポーターなど）の養成

③ 市民協働の指標

協働	市民は、ボランティア活動に関心を高め積極的に参加をするよう努める。 行政は、埋蔵文化財展示室の定期公開のため一般公募でボランティアを募集し、展示解説サポーターを養成する。
----	--

【施策2】三木の歴史遺産、文化財を大切にし保護し未来に伝える。

(1) 文化財保存事業

① 事業のねらい

三木の歴史を未来に伝えるため、三木の文化財等を守り伝える。

② 事業の主な内容

- ア 文化財を誇りに思い大切に作る心の育成
- イ 埋蔵文化財等の発掘・調査
- ウ 文化財とふれあう機会の提供
- エ 三木城址・付城跡群の調査研究と保存整備

③ 市民協働の指標

行政	行政は、文化財保護の重要性を広く市民に啓発するとともに、地権者等に文化財指定に向け理解と協力を求める。
----	---

(2) 景勝等伝承事業

① 事業のねらい

三木のよさを未来に伝えるため、三木の歴史的建築物、景勝等を守り伝える

② 事業の主な内容

- ア 三木の歴史的遺産、文化的景観、希少種などを市民に伝え、ふるさとの誇

- りを高揚
- イ 伝統的民家（町屋、茅葺農家）、歴史的建造物（御坂サイフォン）の保存、活用
- ウ 自然及び歴史的又は文化的景観などの保存

③ 市民協働の指標

協働	市民は、調査ボランティアに参加し、ともに実態調査を進める。行政は、市民調査ボランティアを養成する。
----	---

《文化・芸術》

政策7	誇りある地域づくりとともに市民相互の交流を活発にし、新たな文化を創造するまちをつくる。
-----	---

【施策3】 まつりやさまざまな交流などにより、市民相互の交流を活発にする。

(1) 市民交流事業

① 事業のねらい

市民の皆様のまつり、各種イベントへの参加を促進し、仲間づくり、地域コミュニティの振興や新たな生活文化を創造する。

② 事業の主な内容

- ア 市民ふれあいまつりなど市民相互の交流の
- イ 市民の皆様の企画によるまつりの開催
- イ まちづくりイベントの協力
- ウ 生活文化の創造活動の促進

③ 市民協働の指標

協働	市民（市民・団体等）は、市民相互の交流活動を主体的に進める。行政は、これを支援する。
----	--

【施策4】 芸術・文化に親しむ市民が増えるよう環境を整える

(1) 芸術文化事業

① 事業のねらい

市民が芸術・文化にふれ親しむ機会を充実するため、芸術・文化団体の活動を活発にし、多様な芸術・文化活動を推進する。

② 事業の主な内容

- ア 文化・芸術活動、文化活動団体の支援
- イ 活動の場や発表の機会の充実
- ウ 市民の企画による文化イベントの開催
- エ 文化施設（文化会館・堀光美術館）を活用した芸術・文化鑑賞機会の充実
- オ 「人形の館」整備計画の検討
- カ 文化振興ビジョン・計画の策定

③ 市民協働の指標

協働	行政は、これをビジョン・計画にまとめ、市民とともに芸術文化を振興する。
----	-------------------------------------

	市民（市民・団体等）は、文化・芸術活動に取り組むよう勤める。
--	--------------------------------

【施策5】「食」の大切さを市民に啓発し、食育を推進する。

(1) 食育事業

① 事業のねらい

「食」の大切さを市民に啓発するため、「食育」を推進する。

② 事業の主な内容

- ア 豊かな食育の推進
- イ 子どもたちへの「食」の大切さの教育の実施
- ウ 地元産品の消費拡大
- エ 学校給食への地元食材の供給

③ 市民協働の指標

協働	市民は、食育への関心を高め健康づくり、家族だんらんを進めるよう努める。 行政は、食に関係する団体・組織、食に関心のある市民等に食育の大切さを啓発し健康づくりを推進する。
----	---

2 生涯のわたる教育を充実する

《学校教育》

政策8	次代を担う子どもたちの豊かな心を培い、生きる力を育むまちをつくる
-----	----------------------------------

【施策6】生きる力を育むよう心豊かな人間性を育成するよう教育内容を充実する

(1) 学校基本事業

① 事業のねらい

生きる力を育むため、基礎・基本の確実な定着と豊かな人間性の育成を進める。

② 事業の主な内容

- ア 活力あふれる学校園づくり
- イ 児童生徒の内面理解に基づく生徒指導の充実
- ウ 基礎基本の確実な定着と個を伸ばす学習指導の充実
- エ 豊かな人間性を育む読書活動の推進
- オ 豊かな感性を培う幼稚園教育の充実
- カ 自己実現をめざしたキャリア教育の充実

③ 市民協働の指標

協働	行政は、新学習システム教員加配の拡充を県教委に要請、指導方法の工夫改善に努める。学校図書館の蔵書の充実を図り、運営に地域住民のボランティアの参加を促す。
----	--

(2) 学校人権事業

① 事業のねらい

心豊かな人間性を育成するため、自他の大切さを認め、人権を尊重する「共に

生きる」心を育む。

② 事業の主な内容

- ア 自己実現と共生をめざす人権教育の推進
- イ よりよく生きる力を引き出す道徳教育の充実
- ウ 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
- エ 望ましい集団生活を通して社会的自立を促す特別活動の充実
- オ 異なる文化を理解し互いに尊重し合う国際理解教育の充実
- カ ユニバーサル社会をめざす福祉教育の推進

③ 市民協働の指標

協働	行政は、人権尊重のまちづくり条例に基づいて、学校教育の中で人権意識の高揚に取り組む。 市民は、家庭で子どもたちに人権の大切さを伝える。
----	--

(3) 学校保健・文化事業

① 事業のねらい

心と体の育成を進めるため、人、自然、芸術文化、ふるさとなどにふれる機会や保健を充実する。

② 事業の主な内容

- ア ふるさとを学び、ふるさとを想う心の育成
- イ 異なる文化を理解し互いに尊重し合う国際理解教育の充実
- ウ 自ら学ぶ力を育てる「総合的な学習の時間」の充実
- エ 自然に対する豊かな感性や命を尊ぶ心を育む環境教育の推進
- オ 豊かな自己実現を図る文化・芸術活動の推進
- カ 生涯の健康の基礎を培うため、学校保健の充実
- キ 中学校、幼稚園の学校給食の実施など、学校給食の充実

③ 市民協働の指標

協働	市民（各家庭）と行政（学校）は連携して、子どもたちに心と体の健康の大切さを啓発するとともに、三木の自然や文化にふれる機会を増やす。
----	---

【施策7】 学校安全・教職員の育成など、信頼される教育環境を整える。

(1) 教職員研修事業

① 事業のねらい

信頼される学校園づくりのため、教職員の資質と実践的指導力の向上を進める。

② 事業の主な内容

- ア 教育の専門家としての確かな力量の向上

③ 市民協働の指標

行政	教育行政は、計画的な教職員の研修を進めるとともに教職員の自主的な研修活動を支援する。 地域住民保護者は、学校行事への参加や学校の行うアンケートなどを通して期待する教職員の姿を学校に伝える。
----	---

(2) 学校評価事業

① 事業のねらい

信頼される学校園づくりのため、外部評価を導入する。

② 事業の主な内容

ア 教育活動の充実を目指し学校評価システムの構築と活用

イ 学校評議員制度や外部評価、地域人材の活用など外部活力の積極的な導入

③市民協働の指標

協働	学校は、教育活動の自己評価を行い、結果を公表するとともに教育活動の改善に活かす。 保護者、地域住民は、学校の教育活動をともに改善していく協働者として、学校の実施した自己評価について評価する。
----	--

(3) 学校安全事業

① 事業のねらい

信頼される学校園づくりのため、学校安全を高める。

② 事業の主な内容

ア 安全・安心な学校園づくり（大規模改修・耐震補強など）

イ 実践的な態度や能力を育てる防災訓練や防災教育の推進

ウ 不審者等への対応能力を高める防犯訓練の実施など、安全教育の推進

エ 「子ども安全・安心の日」の取組の充実による安全の確保と施設・設備の整備

オ スクールバスなど、通学対策の検討

カ 子どもの安全・安心に関する情報の共有

③ 市民協働の指標

行政	行政は、訓練をコーディネートする。 市民（保護者や地域住民）は、引渡し訓練や避難所開設訓練に参加するよう努める。
----	---

【施策 8】 いじめ・不登校・特別支援教育などにかかる、子どもの相談体制の充実を進める。

(1) 教育相談事業

① 事業のねらい

子どもを支え励まし育てるため、いじめ・不登校対策、就学指導など、教育相談、指導体制を充実する。

② 事業の主な内容

ア 教育相談の充実

イ 不登校児童生徒への学習支援

③市民協働の指標

協働	行政は市民が気軽に相談しやすい体制づくりを行う。 市民は子どもの日常生活への関心を高める。
----	--

【施策9】学校・地域・家庭との連携を進め、子どもを育てる。

(1) 学校地域連携事業

① 事業のねらい

子どもを連携して育てるため、地域活動、グループ活動への参加を進める。

② 事業の主な内容

ア 子ども会活動、グループ活動の推進

イ ボランティア体験機会の拡充

ウ ボランティアリーダーの養成

エ ボランティア情報の提供

③ 市民協働の指標

協働	市民は、緑の少年団活動など、ボランティア活動に積極的に参加する。 行政は、こどもたちのボランティア活動を支援する。
----	--

(2) 学校教育機関連携事業

① 事業のねらい

子どもを連携して育てるため、大学等高等教育機関との連携・協力を図る。

② 事業の主な内容

ア 関西国際大学、国立大学法人兵庫教育大学との連携・協力

③ 市民協働の指標

協働	双方協力して、人的・知的資源の交流、協働による調査研究活動、市・大学の事業への相互協力を進める。
----	--

《社会教育・家庭教育・地域教育》

政策9	誰もが生涯にわたり学習ができるまちをつくる。
-----	------------------------

【施策10】学びたいと思ったときに学べる環境を整える。

(1) 生涯学習推進事業

① 事業のねらい

学びたいと思ったときに学べるようにするため、ライフステージに対応した生涯学習推進体制を充実する。

② 事業の主な内容

ア 公民館等を学習拠点とした地域住民の学習ニーズに対応する学習機会の充実

イ 地域住民の自主的な学習活動の支援と学習成果を発表する機会の充実

ウ ユビキタス社会に向けたICT（情報通信技術）の活用と情報モラル・セキュリティ教育の推進

エ 地域や高齢者にかかる課題など今日的課題に対応するための成人学習の推進

オ 身体障害者社会学級の充実、世代間の交流の推進

③市民協働の指標

行政	行政は、講座運営委員会を開催し市民のニーズを把握し、これに即した充実を進める。 市民は、講座運営委員会に参加し意見を述べるよう努める。学習においては、託児ボランティアに参加するよう努める。
----	---

(2) 生涯学習指導者育成事業

① 事業のねらい

学びたいと思ったときに学べるようにするため、生涯学習を支える指導者の育成と活用を進める。

② 事業の主な内容

ア 乳幼児教育学級・家庭教育学級による子育て学習の充実と仲間づくり

イ 地域の人材の活用、社会教育指導者の育成など、生涯学習を支える指導者の育成と活用

ウ 高齢者大学、高齢者大学院の充実

③ 市民協働の指標

協働	行政は、講師・利用団体の横の繋がりを強化し、連携を深め自主学習の推進を図る。 市民は、生涯学習の自主学習を進める。
----	--

(3) 生涯学習環境形成事業

① 事業のねらい

学びたいと思ったときに学べるようにするため、生涯学習施設の利便性を向上する。

② 事業の主な内容

ア だれでもどこでも気軽に利用できる図書館の整備、充実

イ 図書館ボランティア等市民参加による読書活動の支援

ウ 家庭・地域・学校が連携した「子ども読書活動推進計画」の実施

エ 赤ちゃんと絵本のふれあい事業「ブックスタート」の充実

③ 市民協働の指標

協働	行政は、「市民が考え、使い、育てる」図書館づくりをめざし、図書館の役割を踏まえ市民協働を推進し、図書館サービスの充実に努める。 市民は、図書館整備や運営について積極的に意見を述べる。また、児童サービスをはじめ様々な分野でボランティアに参加する。
----	---

【施策 1 1】 家庭の教育力を高め、家庭が協力して子どもの教育を行なう社会環境を整える。

(1) 家庭教育事業

① 事業のねらい

家庭の教育力を高めるため、家族のあたたかいふれあいをとおして、生き方の基礎を育む取組を進める。

② 事業の主な内容

- ア 公民館や他の機関と連携した家庭教育の振興
- イ 「三木市家庭教育年の3年」の振興プログラムの実施
- ウ 学校・家庭・地域が一体となって健全育成を図るPTCA活動支援事業の推進

③ 市民協働の指標

協働	市民は、家庭の大切さへの認識を高めるよう、自主的に企画活動を行う。 行政は、これを中心とした家庭教育の情報発信を推進する。
----	--

【施策12】地域の教育力を高め、青少年の育成環境を整え地域で見守り育てる社会環境を整える。

(1) 青少年健全育成事業

① 事業のねらい

子どもの成長を地域で支えるため、青少年をあたたかく見守る地域づくりを進める。

② 事業の主な内容

- ア 「人の目の垣根隊」「子ども110番連絡所」など家庭・地域や関連機関と連携した安全対策の充実
- イ 青少年への理解、関心を高める情報の提供、青少年活動の支援
- ウ 子どもの多彩な体験活動や地域住民との交流活動の実施
- エ 犯罪被害の防止、青少年補導活動の充実
- オ 青少年を取り巻く環境の整備を進める

③ 市民協働の指標

協働	市民（地域住民）は、子どもへの声かけ、見守り活動を行う。 行政は、PTA、老人会、自治会等へ「人の目の垣根隊」「子ども110番連絡所」への登録、加入を呼びかける。
----	--

(2) 地域教育機関連携事業

① 事業のねらい

地域の教育力を高めるため、地域と高等学校や大学等高等教育機関との連携を支援する。

② 事業の主な内容

- ア 地域と高等学校との連携づくり
- イ 地域と関西国際大学の連携づくり
- ウ 高校・大学に市や地域の情報を発信
- エ 関西国際大学の現代GP事業への協力

③ 市民協働の指標

市民	市民は、学生ボランティアなど、地域づくりに大学等を活用するよう努める。 行政は、大学などと連携し、地域教育を支援する。
----	--

《スポーツ・レクリエーション》

政策10	健康な生涯をおくるために人々がお互いに影響し合えるスポーツやレクリエーションなどに気軽に参加できるまちをつくる。
------	--

【施策13】市民のスポーツやレクリエーション活動を支援する。

(1) スポーツ等振興事業

① 事業のねらい

市民の生涯にわたるスポーツ活動を充実するため、生涯スポーツ・レクリエーション活動を支援する。

② 事業の主な内容

- ア 各種スポーツ団体、生涯スポーツクラブの育成
- イ ニュースポーツの普及機会の充実
- ウ スポーツ指導者、レクリエーションリーダーの養成
- エ 優秀選手支援、競技選手の育成
- オ 学校施設の開放、スポーツ施設の充実
- カ スポーツ大会・レクリエーション機会の充実

③ 市民協働の指標

協働	市民は、スポーツ団体の育成等に主体的に関わる。 行政は、各種スポーツ団体の育成等に必要な支援を行う。
----	---

第3節 うるおい景観都市

1 美しい景観を育む

《自然環境》

政策11	ホタルやメダカが棲み自然環境が豊かな、ほっと憩えるふるさとのまちをつくる。
------	---------------------------------------

【施策1】里山、河川などの美しい自然環境を守りうるおいのある生活環境をつくる。

(1) 自然環境保全事業

① 事業のねらい

美しい自然環境を未来に継承するため、市民意識を啓発し、自然環境の保全と回復を進める。

② 事業の主な内容

ア 自然環境を保全する市民意識の啓発

イ ビオトープ空間を活用した自然とのふれあい活動の促進

③ 市民協働の指標

協働	市民は、自然環境を守る意識を高め、自然を保護、育成する。 行政は、市民意識を啓発し、市民活動を支援する。
----	---

《景観形成》

政策12	ゴミのポイ捨てのない、美しい景観に包まれた豊かな生活環境のまちをつくる。
------	--------------------------------------

【施策2】うるおいのある生活環境をつくるため、美しい生活環境づくりや景観形成を進める。

(1) 生活環境保全事業

① 事業のねらい

清潔な生活環境を確保するため、ゴミにポイ捨て禁止、環境監視や環境美化を進める。

② 事業の主な内容

ア ゴミのポイ捨て禁止条例の制定、普及啓発

イ ごみ・廃棄物等の不法投棄の監視体制の強化

ウ 環境監視体制の強化

エ 環境美化活動の推進

オ ゴルフ場の農薬、肥料の適正使用の指導

③ 市民協働の指標

協働	市民は、行政と協働でゴミのポイ捨ての防止運動や公害などの環境監視を進める。 行政は、ゴミのポイ捨て禁止の制度をつくる。
----	--

【施策3】農村、ゴルフ場、市街地、ニュータウンなど地域の特徴ある景観を守る。

(1) 景観形成事業

① 事業のねらい

ゆったりとした三木景色をつくるため、都市、田園、自然景観などを守り育てる。

② 事業の主な内容

ア 都市景観に対する市民の意識啓発

イ 開発指導要綱に基づき秩序ある開発指導

ウ 屋外広告物条例による指導

③ 市民協働の指標

協働	行政は、市民意識の啓発、条例による指導を進める。 市民は、日本一美しいまちへの景観形成に積極的に取り組むよう努める。
----	---

《公園・緑化》

政策13	花と緑にあふれた豊かな環境のまちをつくる。
------	-----------------------

【施策4】市民が安心して憩いやすらぐことのできる親しみやすい水辺空間、公園や広場を整備する。

(1) 公園まちづくり事業

① 事業のねらい

市民が安心して憩いやすらげるようにするため、総合公園や身近な街区公園等、都市公園をつくり活かすしくみをつくる。

② 事業の主な内容

ア 総合公園の整備、改修

イ 街区公園の整備、改修

ウ 指定管理者制度や市民協働による公園管理体制づくり

③ 市民協働の指標

協働	市民は、行政と協働で公園などの適正な管理に努める。 行政は、安心安全な公園づくりを進める。
----	--

【施策5】花のある美しい街並みづくりや里山の緑の保全、緑化を進め美しい環境を守る。

(1) 緑地保全事業

① 事業のねらい

貴重な緑を後世に引き継ぐため、緑地等の保全を進める。

② 事業の主な内容

ア 県緑条例による指導協議

③ 市民協働の指標

協働	行政は、県が実施する緑豊かな地域環境の形成に関する施策に協力
----	--------------------------------

	<p>する。</p> <p>市民は、自ら進んで森林及び緑地の保全、緑化の推進への関心を高め、優れた景観の形成に努める。</p>
--	---

(2) 花のあるまちづくり事業

① 事業のねらい

花に包まれた美しいまちをつくるため、沿道や公共施設の緑化、花のあるまちづくりを進める。

② 事業の主な内容

- ア 市民主体の花のあるまちづくり、緑化活動
- イ 桜など地域らしさを活かした花木によるまちなみの創造
- ウ 公共施設の緑化
- エ 桜堤をつくり、育てるしくみづくり

③ 市民協働の指標

市民	<p>市民は、植栽、管理を進め花のある美しいまちづくりに取り組むよう努める。</p> <p>行政は、苗木や緑化資材の提供などの市民活動を支援する。</p>
----	---

2 まちの機能を高める

《土地利用・定住の促進》

政策 1 4	地域の特性を活かしまちの魅力を高め、快適で活力あるまちをつくる。
--------	----------------------------------

【施策 6】 土地利用計画の適正な運用のもとで、住みよい居住環境の形成と調和のとれた土地の整備・開発・保全を進める。

(1) 土地利用計画推進事業

① 事業のねらい

調和のとれたまちの発展を促すため、都市計画や農業振興地域整備計画などにより整備・開発・保全を進める。

② 事業の主な内容

- ア 土地利用計画の総合調整
- イ 都市計画マスタープランの策定
- ウ 農業振興地域整備計画の推進
- エ 市役所周辺をシビックゾーンとして、市のシンボルと市民ふれあいの場づくりを検討

③ 市民協働の指標

協働	<p>行政は、土地利用の基本計画を定め、整備・開発・保全を進める。</p> <p>市民は、土地利用計画に従い計画的な土地利用に協力する。</p>
----	--

【施策 7】 まちの魅力を高めたり情報発信で、若者や1ターン者の定住を促進する。

(1) 定住促進事業

① 事業のねらい

まちの活力、にぎわいを維持するため、若者などの定住、Iターンなどを促進する。

② 事業の主な内容

ア 定住促進についての調査・研究、施策の推進の総合調整

イ 新婚世帯家賃補助制度などにより若者の流出防止

ウ 農家定住の促進

エ 空家バンクなど、空家対策の研究

③ 市民協働の指標

協働	行政は、定住促進対策を総合的に進める。 市民は、市が進める対策に協力する。
----	--

《市街地整備》

政策 15	中心市街地がにぎわい、活気のあるまちをつくる。
-------	-------------------------

【施策 8】 都市再生計画により中心地市街地のにぎわいづくりを進める。

(1) 都市再生事業

① 事業のねらい

中心市街地のにぎわいをつくるため、都市再生事業を進める。

② 事業の主な内容

ア 都市再生事業の推進

イ 観光交流拠点、湯の山街道のにぎわいづくり

③ 市民協働の指標

協働	市民は、市民自らがまちづくり協議会などで地域づくりを考えまちづくりに取り組むよう努める。 行政は、まちづくり交付金などを活用して地域整備を進める。
----	--

【施策 9】 市街地の美しい街並みやうるおいのある住環境をつくる。

(1) 市街地整備事業

① 事業のねらい

うるおいのある良好な生活環境を形成するため、土地区画整理などを進める。

② 事業の主な内容

ア 市民によるまちづくりを啓発し、まちづくり協議会等の支援

イ 平田地区など、土地区画整理事業の推進

③ 市民協働の指標

協働	市民は、主体的に土地区画整理などの市街地整備に取り組む。 行政は、市民が進める地域づくりを支援する。
----	---

(2) 快適住環境形成事業

① 事業のねらい

快適な住環境を提供するため、公営住宅等の整備や空家・空地の適正管理対策を進める。

② 事業の主な内容

- ア 住みよい市営住宅等の提供
- イ 住まいに関する情報の提供、相談窓口の開催
- ウ 適正な空家・空地の適正管理の指導

③ 市民協働の指標

協働	行政は、住みよく機能的な公営住宅の提供に努める。 市民は、快適適正に公営住宅を使用する。
----	---

《道路交通網》

政策 16	道路交通網が整い、安全に快適に移動できるまちをつくる。
-------	-----------------------------

【施策 10】 市民が安全・快適・便利に移動できるよう道路空間を整える。

(1) 幹線道路ネットワーク形成事業

① 事業のねらい

安全で快適に移動できるようにするため、道路ネットワークをつくる。

② 事業の主な内容

- ア 道路整備 5 か年計画の推進
- イ 街路の整備
- ウ 道路、橋梁の整備
- エ 道路の維持補修

③ 市民協働の指標

協働	行政は、市民の意見に基づいて整備計画を策定し整備を進める。 市民は、道路について意見を述べる。
----	--

(2) 道路環境形成事業

① 事業のねらい

生活空間の安全を高めるため、生活道路の整備、歩道の設置、バリアフリー化を進める。

② 事業の主な内容

- ア 生活道路の整備
- イ 私道の公道化の推進
- ウ 高齢化社会に対応した段差のない歩道づくりの推進
- エ 緊急車両が入込めない狭隘市道の整備

③ 市民協働の指標

協働	市民は、私道の公道化や生活道路の整備に積極的に協力する。 行政は、市民の協力を得て道路環境を整備する。
----	--

《公共交通》

政策 1 7	公共交通機関の利便性の向上を図り、安心して移動できるまちをつくる。
--------	-----------------------------------

【施策 1 1】鉄道・バスなどが利用しやすい公共交通網を整える。

(1) 交通企画事業

① 事業のねらい

安全に快適に移動するため、地域の公共交通ネットワークづくりを進める。

② 事業の主な内容

ア 自家用車に頼らない移動手段の確保

イ 公共交通活性化に関する調査研究

ウ 交通結節点機能の強化（ハブ機能）

エ 人口減少高齢社会での公共交通のあり方の研究

オ 三木鉄道の代替交通手段の確保

③ 市民協働の指標

協働	市民は、地域での公共交通のあり方を考え意見を述べる。 行政は、市民の意見の基づき地域に合った公共交通ネットワークを構築する。
----	---

(2) 地域交通対策事業

① 事業のねらい

市民生活の移動手段を確保するため、公共交通機関の利用を促進し、地域公共交通の活性化を図る。

② 事業の主な内容

ア 公共交通機関の利用促進

イ 地方バス路線の維持

ウ コミュニティバスの充実

エ 都市間交通の維持（神戸電鉄）

オ 高速バス、快速バスの充実

③ 市民協働の指標

協働	行政は、市民の意見を聞いて公共交通体系を充実する。 市民は、地域公共交通の利用に努める。
----	---

3 地球環境を大切にす

《地球温暖化防止・資源循環》

政策 1 8	環境への負荷が少ない自然にやさしいまちをつくる
--------	-------------------------

【施策 1 2】エネルギー対策や環境保全活動を推進し、地球にやさしい環境対策を進める

(1) エネルギー・環境対策事業

① 事業のねらい

地球温暖化の防止や環境への負荷を減らすため、環境負荷の少ないエネルギー利用を推進する。

② 事業の主な内容

- ア 環境保全活動、環境活動団体への支援
- イ 新エネルギー、省エネルギー設備の普及促進
- ウ 公共施設の省エネルギー化の推進
- エ 各種行事、事業でのエコ対策、省エネルギー対策等の実施

③ 市民協働の指標

協働	市民は、地球環境を守るという意識を高め、各自が省エネなどに取り組む。 行政は、広報みきに地球温暖化防止月間に合わせて啓発する。県地球温暖化防止活動推進委員の活動に協力し、イベントなどで環境学習の場を提供する。
----	---

【施策13】ごみ・廃棄物のリサイクルなどによる発生抑制など、資源循環を進める

(1) ごみ・し尿処理事業

① 事業のねらい

環境衛生を高めるため、ごみ・し尿など廃棄物等の適正な処理を進めるとともに、ごみの減量化を進める。

② 事業の主な内容

- ア 減量化の計画策定、推進体制の確立
- イ 廃棄物減量化の促進、意識啓発
- ウ ごみの適正化、収集運搬及び処理施設の維持管理
- エ 衛生的なし尿処理の推進

③ 市民協働の指標

協働	市民は、ごみの減量化に取り組む。 行政は、ごみし尿の適正な処理を進め、ごみの減量についての啓発を行なう。
----	---

(2) 資源回収事業

① 事業のねらい

限りある資源を有効に活用するため、廃棄物を資源として回収することを進める。

② 事業の主な内容

- ア 古紙の回収など、資源回収の体制づくりの推進
- イ 分別回収などによる廃棄物資源化の推進

③ 市民協働の指標

協働	市民は、主体的に可燃ごみから古紙を分離し、資源ごみとして排出するよう協力する。
----	---

	行政は、資源ごみの回収を啓発する。
--	-------------------

《上水道・下水道》

政策 19	水資源を有効に活用するまちをつくる。
-------	--------------------

【施策 14】安全でおいしい水を安定して市民に供給する。

(1) 上水道事業

① 事業のねらい

暮らしの基盤をまもるため、市民生活に不可欠な良質で安全な水の安定供給と、水道事業の効率的な経営を進める。

② 事業の主な内容

- ア 安心、安全な給水の確保
- イ 老朽施設の更新と主要施設の耐震化
- ウ 健全経営の維持

③ 市民協働の指標

行政	行政は、安全な水の安定供給を進める。 市民は、水資源を大切に使う。
----	--------------------------------------

【施策 15】公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽により生活排水処理計画を推進し、生活環境の改善と河川の水質を保全する。

(1) 下水道事業

① 事業のねらい

快適な暮らしと水循環のしくみを支えるため、良好な下水道環境を形成する。

② 事業の主な内容

- ア 公共下水道の普及、拡大
- イ 公共下水道、農業集落排水の水洗化率の向上
- ウ 合併浄化槽の普及
- エ 公共下水道整備計画の見直し(費用対効果)
- オ 公共下水道施設、農業集落排水施設等の適正管理

③ 市民協働の指標

協働	市民は、公道化や布設承諾に協力する。排水設備改造融資斡旋制度を活用するなどし水洗化を進める。 行政は、市街地における下水道整備を促進する。市民に排水設備改造融資斡旋制度の普及啓発を行い、水洗化率の向上を進める。
----	--

第4節 にぎわい交流都市

1 元気な産業をつくる

《金物産業・工業・商業》

政策20	特産の「三木金物」はじめ商工業を振興し、経済の活力があふれるまちをつくる。
------	---------------------------------------

【施策1】担い手を育成し、伝統技術を継承して金物のまち三木を、全国にそして世界へ情報発信する。

(1) 金物振興事業

① 事業のねらい

金物産業を振興し伝統の技を全国に発信するため、業務系、個人ユーザー重視の販売促進や、新商品、新市場の創出を支援する。

② 事業の主な内容

- ア 開発力の向上
- イ 販路の拡大
- ウ 金物の魅力の周知
- エ 伝統的な技術や文化の継承
- オ かじや匠の里構想の研究

③ 市民協働の指標

協働	三木金物商工協同組合連合会、三木商工会議所金物関連事業所など地場産業である三木金物業界関係団体関係者と連携を図り各種事業を展開する。
----	--

【施策2】既存の企業や中小企業を育成し、工業を活性化させる。

(1) 工業振興事業

① 事業のねらい

既存産業の高度化や新分野への事業展開、三木の産業の認知度を高めるなどにより地域産業を振興し、まちの活力を高めるため、企業の意欲ある取り組みの促進を図る。

② 事業の主な内容

- ア 新商品・新技術開発や人材育成などへの支援
- イ 産学官、企業間、地域間、異分野間の交流連携の支援
- ウ 三木ブランドの商品等の販路開拓の支援
- エ コミュニティビジネスを含む新事業、起業家を育てるシステムの構築

③ 市民協働の指標

市民	企業等は、新商品の開発や新技術開発に努め、販路開拓を行い、行政との相互協力支援により企業意欲の促進を図る。 行政は、新商品支援制度の充実を図り新技術開発支援制度の検討を行う。
----	--

【施策3】地域に密着した商店街づくりや空き店舗対策などを進め、商業を活性化させる。

(1) 商業振興事業

① 事業のねらい

商業を振興し市民生活を便利にするため、地域に密着した商店街づくりを進める。

② 事業の主な内容

ア 街なかイベントなど、商店街やNPOが主体となったにぎわいづくりへの支援

イ 空き店舗対策の実施

ウ 商業後継者、人材育成の支援

エ 街なかギャラリー等、芸術・文化活動の支援の検討

③ 市民協働の指標

協働	行政は、地域に密着した商店街づくりのために、空き店舗対策や商店街でのイベント支援を行う。 市民は、商店街の応援、商店街のにぎわいづくりに協力する。
----	--

《企業誘致》

政策21	新しい産業や起業家の進出を支援し、市民の皆様の働く場が充実するまちをつくる。
------	--

【施策4】新規産業の立地を促進し、働くことのできる場を確保し、いきいきと働く人を増やす。

(1) 企業誘致事業

① 事業のねらい

いきいきと働く人を増やすため、企業誘致、企業流出を防止し、安心して働ける雇用の場を確保する。

② 事業の主な内容

ア 企業の新規立地の促進

イ 産業立地関連情報の発信・整備

ウ 企業転出防止のための関係機関の連携

エ 情報公園都市の新たな造成と企業誘致の推進

③ 市民協働の指標

行政	行政は、新規企業への助成制度を充実することにより、三木市民の皆様の雇用の促進を図る。
----	--

(2) 就労促進事業

① 事業のねらい

勤労者の生活の質を高めるため、勤労意欲のある人の就業の促進する。

② 事業の主な内容

ア 就業の技術、能力の向上

- イ 就業の促進・安定化の推進
- ウ 生活を安定させ余暇の充実
- エ 中高年者や障害者の雇用促進
- オ パートタイム労働、派遣労働、在宅勤務等の多様な働き方への支援

③ 市民協働の指標

協働	市民（各事業所）は、子供を育てながら仕事を続けて就労できるように制度の充実や就業の促進を図る。 行政は、市内の優良企業への雇用拡大を図るため、求職面接会の開催、企業等の子育て支援を行う。
----	--

《農業》

政策 2 2	集落営農を進め、食べていける農業のまちをつくる。
--------	--------------------------

【施策 5】 担い手の育成や地産地消を進め、食べていける農業を確立する。

(1) 農業振興事業

① 事業のねらい

食べていける農業のしくみをつくるため、意欲ある担い手の確保と生産力の向上を支援する。

② 事業の主な内容

- ア 農地の流動化の促進
- イ 農地の効率性の向上
- ウ 営農組合、認定農業者の育成

③ 市民協働の指標

協働	市民（農家）は、担い手を目指して先進地視察等により理解を深める。 行政は、担い手の育成強化のため、財政的な支援、ソフト事業の推進を行う。
----	---

(2) 農業基盤整備事業

① 事業のねらい

食べていける農業を支えるため、快適な生活環境や生産基盤を整える。

② 事業の主な内容

- ア 農地・水・環境保全向上対策の推進
- イ 老朽ため池の整備
- ウ 農道機能の強化
- エ かんがい排水、水源の確保
- オ 有害外来生物の駆除

③ 市民協働の指標

協働	市民は、良好な農業・農村環境の保全に努める。 行政は、農業・農村環境の保全向上のため必要な支援を行う。
----	--

(3) 特産振興事業

① 事業のねらい

食べていける農業を進めるため、山田錦の生産対策をはじめ、農作物、農業加工品など、特産品づくりや地産地消などを進める。

② 事業の主な内容

ア 品質、出荷量ともに日本一の山田錦の生産対策の推進

イ スローフード、安心な食生活をめざす地産地消の推進

ウ ぶどう狩り、イチゴ狩り、黒豆収穫体験など農業体験機会の提供

エ 畜産振興

③ 市民協働の指標

協働	市民（農業者等）は、特産振興を進める。 行政は、必要な支援を行う。
----	--------------------------------------

2 魅力ある観光づくりを進める

《交流・観光》

政策23	三木の風土に育まれた景色、魅力ある資源を活かして観光を振興しにぎわいのあるまちをつくる。
------	--

【施策6】 三木の情報発信を進め、産業、文化など、さまざまな分野の交流人口を増やす。

(1) ツーリズム振興事業

① 事業のねらい

交流人口をふやしにぎわいをつくるため、コンベンション、産業などのツーリズムのしくみをつくる。

② 事業の主な内容

ア 全国大会、スポーツ大会等、コンベンション誘致の検討

イ 金物まつりの振興、金物文化を活かした産業ツーリズムの推進

ウ グリーン・エコツーリズムの普及、山田錦まつりの振興、農業文化を活かした農業ツーリズムの推進

③ 市民協働の指標

協働	市民は、交流によるにぎわいづくりに積極的に参画する。 行政は、観光PRに努めるとともに、市民のツーリズム活動の振興を支援する。
----	--

【施策7】 地域の資源の魅力を高め情報発信を進め観光でにぎわうまちをつくる。

(1) 観光振興事業

① 事業のねらい

観光客の誘致を進めるため、もてなしの心の醸成、三木のイメージづくり、観光の情報を提供する。

② 事業の主な内容

- ア 市民のおもてなしの心の醸成、市民ボランティアの育成
- イ 三木の魅力の情報発信
- ウ 女性、団塊の世代の観客誘致
- エ 観光協会の支援

③ 市民協働の指標

協働	市民は、おもてなしの心、口コミによる情報発信などを進める。 行政は、市民の活動を支援するとともに、観客誘致などを組織的に進める。
----	---

(2) 観光地整備事業

① 事業のねらい

観光によるにぎわいをつくるために、地域の観光資源をいかした観光地づくりを進める。

② 事業の主な内容

- ア まつり、ゴルフ、歴史、景観、生活など、地域資源をいかした観光ルート・観光地づくり
- イ 観光拠点、まちなか観光の環境の充実
- ウ 歩道、サイクリングロード、案内板、サイン、駐車場、トイレなど観光環境の整備
- エ 道の駅、金物資料館、山田錦の郷などの充実
- オ ホースランドパーク、グリーンピア三木との連携

③ 市民協働の指標

協働	市民は、おもてなしの心、口コミによる情報発信などを進める。 行政は、市民の活動を支援するとともに、観客誘致などを組織的に進める。
----	---

政策24	新しいブランドづくりを進め、活気のあるまちをつくる。
------	----------------------------

【施策8】 三木を全国に情報発信し新しいまちの活力を生むために、新しい地域ブランドづくりを進める。

(1) 地域ブランドづくり事業

① 事業のねらい

地域の資源、観光資源をいかして、新しい地域ブランドをつくりまちの新しい活力づくりを進める。

② 事業の主な内容

- ア 地域資源を生かした地域ブランドづくり
- イ 農作物、農業加工品など、新しい農業ブランドづくり
- ウ 地域固有の資源の再評価による新たな観光ブランド、魅力づくり

③ 市民協働の指標

協働	市民は、新しいブランドづくりに取り組む。
----	----------------------

	行政は、市民の活動を支援する。
--	-----------------

3 情報の基盤を整える

《情報基盤の整備》

政策25	さまざまな情報の基盤が整い、市民の皆様が情報を活用できるまちをつくる。
------	-------------------------------------

【施策9】 インターネットやFM放送などの情報通信がどこでも利用できる環境を整える。

(1) 情報基盤整備事業

① 事業のねらい

情報共有、情報発信によるまちづくりを支えるため、情報基盤を整える。

② 事業の主な内容

ア FMみっきいの放送エリア拡大

イ 地上デジタル放送難視聴対策の支援

ウ ブロードバンド環境の充実について方針決定

③ 市民協働の指標

行政	行政は、市民がさまざまな情報を得られるよう、情報基盤を整える。
	市民は、情報を受け取り、暮らしに活用する。

第5節 やすらぎ安心都市

1 健康医療を充実する

《健康づくり》

政策26	市民の皆様自らが行う健康づくりを支援し、生涯を通じて健康に暮らせるまちをつくる。
------	--

【施策1】 市民が生涯にわたりいきいきと暮らせるよう、健康づくりを支援する。

(1) 健康増進事業

① 事業のねらい

市民がすこやかに暮らせるため、市民の心と体の健康づくりを支援する

② 事業の主な内容

ア 市民の健康意識を高め健康寿命の延伸の支援

イ 健康づくり、健康増進事業の充実

ウ 地域保健福祉計画の推進

エ 認知症予防の推進

③ 市民協働の指標

協働	市民は、一人一人が「自分の健康は自分で守る」ことを意識し、普段から健康の維持増進に努め、壮年期死亡や要介護状態を減少させ、健康寿命の延伸をめざす。 行政は、市民自らの健康づくりを支援する。
----	---

(2) 健診相談事業

① 事業のねらい

市民がすこやかに暮らせるため、健診体制、健康相談を充実し疾病、生活習慣病の予防を進める。

② 事業の主な内容

ア 健康診査、健康相談教育及び指導の充実

イ 母子保健事業の充実

ウ 感染症予防の充実（予防接種、結核予防、環境衛生）

エ 生活習慣の改善指導など、成人・高齢者事業の推進

③ 市民協働の指標

協働	市民は、日常から自らの健康づくりを心がけ、必要な検診を受ける。 行政は、高齢者医療確保法、介護保険法、広域連合の保健事業等、必要な健診、保健指導、健康教育、健康相談、がん検診等の事業を継続実施する。
----	--

《地域医療・市民病院》

政策27	高度で良質な地域医療サービスを受けることができるまちをつくる
------	--------------------------------

【施策2】 市民がいつでも身近で医療サービスを受けられる体制を整える

(1) 地域医療事業

① 事業のねらい

市民が安心して暮らせるため、地域の医療体制を充実する。

② 事業の主な内容

ア 産婦人科医院の整備

イ 医療関係情報の提供

ウ 小児休日夜間救急診療体制の整備

③ 市民協働の指標

行政	行政は、救急医療・感染症等委員会で1次2次3次救急を考える。 市民は、救急医療の大切さを理解し適正に活用する。
----	--

(2) 医療保険事業

① 事業のねらい

市民が安心して暮らせるため、医療保険制度の健全化と充実を図る。

② 事業の主な内容

ア 国民健康保険事業の健全化

イ 福祉医療制度の充実

ウ 老人保健事業の健全化

③ 事業の指標

協働	行政は、メタボリックシンドロームの該当者、予備軍の減少等により医療費の伸びの抑制を図るため、健診の重要性並びに積極的な受診を啓発し、病気の早期発見、早期治療はもとより、特化した健診、保健指導を行う。 市民は、日ごろから健康づくりに努め、医療保険制度の健全化に協力する。
----	---

【施策3】 地域の中核的な医療機関として診療体制や設備を整備する。

(1) 市民病院事業

① 事業のねらい

市民が安心して暮らせるため、地域の拠点病院となる市民病院の信頼される運営を進める。

② 事業の主な内容

ア 市民病院と地域医療機関の連携強化

イ 患者指向、市民指向のサービス提供

ウ 医療設備、医療技術、医療サービスの向上

エ 医師、看護師の確保、院内保育、事業収入の確保などによる経営の健全化

オ 新市民病院の整備方針の研究

③ 市民協働の指標

協働	行政は、地域医療の厳しい現状を正しく理解してもらうために地域医療フォーラムを開催し、新病院構想へのコンセンサスを得る。
----	---

	市民は、地域医療フォーラムなどに参加し地域医療を理解する。
--	-------------------------------

2 福祉を充実する

《地域福祉》

政策28	すべての市民の自立と社会参加を進めるために、だれにとっても暮らしやすい助け合いのまちをつくる。
------	---

【施策4】 市民が住みなれた地域でお互いが助け合って安心して生活できる地域社会をつくる。

(1) 地域福祉事業

① 事業のねらい

地域で安心して暮らせるため、市民が地域でともに支えあう福祉を進める。

② 事業の主な内容

ア 地域の福祉コミュニティ、福祉活動の支援

イ 社会福祉協議会の充実

ウ おせっかい（声かけ）運動の展開

③ 市民協働の指標

協働	市民は、地域福祉活動の事例発表等を通して、地域でともに支えあう地域福祉のあり方を考え、実現に努める。 行政は、地域福祉活動の学びの場として地域福祉研究大会を開催する。
----	--

(2) ユニバーサル事業

① 事業のねらい

地域で安心して暮らせるため、ユニバーサルデザインを推進し、バリアフリーの環境を整える。

② 事業の主な内容

ア ユニバーサルデザインに関する指導、助言、支援

イ 道路、公園等公共空間のバリアフリー化の促進

ウ 交通バリアフリーの推進

エ 建築物のバリアフリー化の推進

③ 市民協働の指標

協働	市民（事業主）の社会的責任において、高齢者や障害者が円滑に利用できるような建築を進める。 行政は、福祉のまちづくり条例に適合するよう助言する。
----	--

(3) 年金等事業

① 事業のねらい

地域で安心して暮らせるため、国民年金制度の啓発や、生活困窮者の支援を行なう。

② 事業の主な内容

- ア 生活保護需給者自立への助言、指導、生活費の支給
- イ 生活困窮者に対する相談体制の充実
- ウ 国民年金制度の啓発、相談
- エ 生活弱者の権利を守る成年後見制度の啓発

③ 市民協働の指標

協働	行政は相談体制を充実し、制度の周知、啓発を行い、生活困窮者の支援を行う。 市民は、制度の理解に努める。
----	--

《高齢者福祉・障害福祉》

政策 29	高齢者や障害のある人をはじめ、すべての市民が元気に暮らせるまちをつくる。
-------	--------------------------------------

【施策 5】 高齢者の自立した生活を支援し、介護サービスの提供を進める。

(1) 高齢者福祉事業

① 事業のねらい

高齢者の自立した生活を支援するため、高齢者福祉サービスの適切な提供を進める。

② 事業の主な内容

- ア 生活支援サービスの提供
- イ 一人暮らし高齢者サービスの充実
- ウ グループホームなど、高齢者施設の充実
- エ 高齢者施設サービスの提供

③ 市民協働の指標

協働	行政は、サービスの利用を啓発する。 市民は、必要なサービスを有効に活用し自立した生活を進める。
----	--

(2) 介護予防事業

① 事業のねらい

高齢者が自立した暮らしをおくるため、介護予防を促進する。

② 事業の主な内容

- ア 介護予防の普及啓発
- イ 介護予防サービスの確立
- ウ 地域包括支援センターの充実
- エ 地域との協働、連携の推進

③ 市民協働の指標

協働	行政は、体操の普及啓発及びサポーターの養成を実施する。 市民は、サポーターの養成に応じ「みっきいきいき体操」を市民相互に普及し健康な生活を送る。
----	---

(3) 介護保険事業

① 事業のねらい

高齢者が自立した暮らしをおくるため、介護を必要とする高齢者の生活を支援する介護サービスを充実する。

② 事業の主な内容

- ア 介護認定の公平性の確保
- イ 介護サービスの質的向上
- ウ 介護サービス情報の提供と相談体制の充実
- エ 介護サービス供給体制の整備
- オ 介護保険施設等の整備

③ 市民協働の指標

協働	行政は、主体的に整備事業所を公募しサービスの提供を進める。市民は、必要な介護サービスを適正に活用し、自立した生活を送るよう努める。
----	---

(4) 高齢者生きがいづくり事業

① 事業のねらい

高齢者が安心して生きがいをもって暮らすため、生きがいに満ち健康で暮らせる地域づくりを進める。

② 事業の主な内容

- ア 生きがいと健康づくり対策の充実
- イ シルバー人材センターへの支援
- ウ 高齢者や障害者の雇用促進
- エ 高齢者の知識や技術を次世代へ継承する登録制度の創設及びその活用

③ 市民協働の指標

協働	行政は、いきがいの基盤を整備する。 市民は、主体的にいきがいに満ちた健康で暮らせる地域づくりを進めむ。
----	--

(5) 社会参加促進事業

① 事業のねらい

高齢者が安心して生きがいをもって暮らすため、社会参加への環境づくりを進める。

② 事業の主な内容

- ア 福祉ボランティア活動の支援
- イ 高齢関係団体との連携
- ウ 地域福祉を支える関係団体への支援
- エ ふれあいサロンサロンなど、交流する「場」の提供

③ 市民協働の指標

協働	市民は、社会参加を主体的に進め、安心して生きがいに満ちた地域づくりを進める。
----	--

	行政は、交流する場を提供する。
--	-----------------

【施策6】 障害者の自立した生活を支援し、福祉サービスの提供を進める。

(1) 障害福祉事業

① 事業のねらい

障害者の自立した生活を支援するため、障害者が安心して暮らせるようサービスの提供を進める。

② 事業の主な内容

- ア 障害者福祉の充実
- イ 障害者の社会参加の支援
- ウ グループホームなど、障害者施設の充実
- エ 障害者福祉施設サービスの提供
- オ 三障害者施設の整備
- カ 障害者やその家族を支えるマンパワーの育成
- キ 療育が必要な子どもに対する支援

③ 市民協働の指標

協働	行政は、施設建設や、福祉サービスを提供する。 市民は、ともに生きる共生社会の理念を理解し、障害者の自立した生活を助ける。
----	---

《子育て支援》

政策30	安心して子どもを産み育てられるまちをつくる
------	-----------------------

【施策7】 子どもを安心して生み育てられる地域社会づくりを進める。

(1) 子育て啓発事業

① 事業のねらい

子どもを安心して生み育てられるようにするため、若い世代の正しい子育て意識の醸成、男性の家事、子育てへの参加を推進する。

② 事業の主な内容

- ア 将来親となる若い世代に子育てについての学習、体験する機会の提供、健全な父性・母性の育成
- イ 子育て経験者による支援体制づくり
- ウ 家事・育児への男性参画促進
- エ 育児休業制度の普及促進する

③ 市民協働の指標

協働	行政は、保健福祉センター、公民館などで小中学生が乳幼児とふれあう機会を設け、子どもを育てる責任や喜び、生命の尊さを知るための体験学習を行なう。 市民（地域や企業）は意識啓発や育児休業の取得に協力する。
----	---

(2) 地域子育て支援事業

① 事業のねらい

子どもを安心して生み育てられるようにするため、地域での子育て支援を充実する。

② 事業の主な内容

ア 子育て支援センターの利用促進

イ 地域の子育て活動グループの支援、リーダーの育成

ウ ファミリーサポート事業の充実

エ 子育てキャラバンの参加促進

③ 市民協働の指標

協働	市民（子育てサークルやファミリーサポートセンター）は、活動の輪がさらに広がっていくよう、活動・事業の充実を図る。 行政は活動の支援、事業の啓発・PRを行なう。
----	--

(3) 親子健康づくり事業

① 事業のねらい

生命の質を高めていくため、子どもの健康状態を把握し、疾病の予防・早期発見・早期治療や保健指導により健康状態をよりよい状態にする。

② 事業の主な内容

ア 乳幼児健康診査の充実

イ 母子保健教育、相談及び指導の充実

ウ 不妊治療の相談及び支援

③ 市民協働の指標

行政	行政は、健診等を通して、乳幼児の心身の状況把握を行い、一人一人の発達に必要な環境づくりを支援する。
----	---

(4) 児童虐待防止事業

① 事業のねらい

子どもの権利と安全を守るため、児童虐待の早期発見と被害防止を進める

② 事業の主な内容

ア 児童虐待防止に向けた相談体制の充実

イ 児童虐待予防事業の充実

③ 市民協働の指標

協働	行政は、相談体制と、虐待予防事業を強化していく。みきっ子未来応援協議会安全・安心部会（要保護児童対策地域協議会）による関係機関のネットワークにより、虐待防止、虐待予防を図る。
----	---

(5) 子育て助成事業

① 事業のねらい

子どもを安心して生み育てられるようにするため、子育ての経済的負担を軽減する。

- ② 事業の主な内容
 - ア 保育料の支援
 - イ 児童のいる家庭への経済的支援の充実
 - ウ 医療費の支援
 - エ 就学援助等教育費の支援

③ 市民協働の指標

行政	行政は、各手当や医療費、保育料の軽減を図り、子育ての経済的負担感を軽減し、少子化対策に努める。
----	---

【施策 8】 多彩な保育ニーズへの対応、放課後対策、子どもの遊び場づくりなど子育て環境を整える。

(1) 保育事業

- ① 事業のねらい

子育てしやすいまちづくりを進めるため、多彩な保育ニーズへの対応を進める
- ② 事業の主な内容
 - ア 複合拠点施設（認定子ども園）の整備
 - イ 乳幼児保育サービスの充実
 - ウ 保育環境の整備
 - エ 病後児保育、病院等とのネットワークの充実
 - オ 園児に対する教育の充実

③ 市民協働の指標

協働	行政は、認定こども園の整備や各種保育サービスの充実に努め、全ての児童が必要なサービスを受けることができるようにする。民間保育園等関係機関も、保育サービスの充実に協力を行う。 市民は、多彩な保育サービスを活用し子育てを行う。
----	--

(2) 児童育成事業

- ① 事業のねらい

子育てしやすいまちづくりを進めるため、子どもや子育てにやさしい環境を整える。
- ② 事業の主な内容
 - ア 児童センター、児童館での児童の健全育成の充実
 - イ 放課後児童対策の充実

③ 市民協働の指標

協働	行政は、放課後児童の健全育成や安全・安心な居場所づくり、環境づくりに努める。地域のボランティアは見守り活動などに取り組み、地域の力で子育て支援に取り組む。
----	---

3 暮らしの安全・安心を築く

《危機管理・防災・消防》

政策31	あらゆる危機から市民の皆様を守り、災害に強い安全性の高いまちをつくる。
------	-------------------------------------

【施策9】 国民保護計画を推進し、自主防災活動、行政の危機管理能力を高める。

(1) 国民保護事業

① 事業のねらい

あらゆる危機から市民を守るため、国民保護計画を推進する

② 事業の主な内容

ア 国民保護計画の推進

イ 総合防災訓練の実施

ウ 災害時要援護者登録制度の推進

③ 市民協働の指標

協働	行政は、総合防災訓練の計画や自主防災組織の指導育成にあたる。 市民は、自主防災組織の強化と訓練に参加するよう努める。
----	---

(2) 防災啓発事業

① 事業のねらい

市民の大切な生命と財産を守るため、防災情報を共有し、自主防災活動を推進する。

② 事業の主な内容

ア 市民参画の防災計画づくり

イ 防災意識の普及

ウ 浸水、防災、要援護者マップづくり

エ 自主防災組織の育成、ネットワーク化

③ 市民協働の指標

協働	市民は、地域の実態の把握に務め、自主防災組織の強化とネットワークによる共助精神の向上をめざす。 行政は、支援システム構築と防災意識の向上や育成を支援する。
----	--

(3) 危機管理事業

① 事業のねらい

市民の大切な生命と財産を守るため、情報収集能力を高め、行政の危機管理能力を強化する。

② 事業の主な内容

ア 防災無線の整備

イ 行政の初動体制を充実し、あらゆる危機に適切、迅速な対応を推進

ウ 迅速で安全な避難誘導の支援

③ 市民協働の指標

行政	行政は、迅速な情報収集と判断により、市民を安全に避難誘導が図れるよう初動体制の確立と対応をめざす。 市民は、配信された情報により迅速に避難し、又要援護者の支援を行
----	--

	う。
--	----

【施策 10】 防災意識を高めるとともに、自然災害に強い都市基盤を整える。

(1) 都市災害防止事業

① 事業のねらい

市民の大切な生命と財産を守るため、建物の耐震化、不燃化を啓発する。

② 事業の主な内容

- ア 避難所などの耐震化の推進
- イ 住宅再建共済制度の普及啓発
- ウ 住まいの簡易耐震診断の推進

③ 市民協働の指標

協働	行政は、公共施設の耐震化工事、耐震診断、共済の加入の啓発を行う。市民は、自分の生命、財産を守るため、住まいの耐震診断、共済制度の活用を進める。
----	---

(2) 自然災害防止事業

① 事業のねらい

風水害に強いまちになるため、河川、危険箇所などの防災対策を進める。

② 事業の主な内容

- ア 河川改修（美嚢川）の推進
- イ 水防資機材の整備
- ウ 急傾斜地崩壊対策
- エ 治山事業の実施
- オ 地すべり対策

③ 市民協働の指標

行政	行政は、施設整備、資材の提供など基礎的な事業を行なう。市民は、日ごろから防災意識を高め、あらかじめ災害危険箇所を把握する。
----	---

(3) 土木農林災害復旧事業

① 事業のねらい

市民生活への影響を極力抑えるため、災害発生時には災害復旧を迅速に進める。

② 事業の主な内容

- ア ライフラインなど速やかな市民生活の復旧
- イ 公共土木災害復旧
- ウ 農林施設災害復旧

③ 市民協働の指標

行政	行政は、市民の協力を得て、迅速に復旧を進める。市民は、災害発生箇所の通報、応急処置、復旧工事に協力する。
----	--

【施策 11】 防火意識を啓発し、消防力を強化し市民の生命と財産を守る。

(1) 火災予防事業

① 事業のねらい

市民の大切な生命と財産を守るため、防火意識を高め、市民の主体的な火災予防活動を支援する。

② 事業の主な内容

- ア 防火意識と知識の高揚
- イ 火災予防と人命危険の排除
- ウ 住宅防火対策と放火火災防止対策の推進
- エ 防火クラブの育成指導
- オ 企業の防火管理体制の指導と啓発

③ 市民協働の指標

協働	市民は、自主的に防火知識の習得に努め、住宅火災による焼死者を無くするため住宅用火災警報器の導入を進める。 行政は、住宅火災による焼死者を無くするため住宅用火災警報器の導入など、火災予防を呼びかける。
----	--

(2) 消防力整備事業

① 事業のねらい

市民の大切な生命と財産を守るため、災害発生、被害の拡大を防ぐため消防力を高度化する。

② 事業の主な内容

- ア 消防防災拠点の整備
- イ 消防施設の整備・機器の高度化と効率化
- ウ 消防水利の整備拡充
- エ 消防団組織の見直しと活性化
- オ 消防の広域化の検討

③ 市民協働の指標

協働	行政は、年次計画に基づき消防力の整備を行う。 市民は、消防活動や消防団活動に協力する。
----	--

《救急救助・交通安全・防犯・消費生活・墓地斎場》

政策 3 2	市民の皆様が暮らしにやすらぎを感じ、安心して日常生活を営めるまちをつくる。
--------	---------------------------------------

【施策 1 2】心肺蘇生法の普及や迅速な救急対応により市民の生命を守る。

(1) 救急救助事業

① 事業のねらい

市民の大切な生命を守るため、AEDの設置、心肺蘇生法の普及、迅速な救急対応による「救命の連鎖」を確立する。

② 事業の主な内容

- ア 公共施設等へのAEDの普及
- イ 医療機関との連携強化
- ウ 心肺蘇生法訓練人形、AEDトレーナー等の機材の充実

エ AEDを取り入れた心肺蘇生法の普及

③ 市民協働の指標

協働	市民は、自主防災組織、PTA、市民団体等を対象とした講習会に参加し一人でも多くの市民が心肺蘇生法を習得するように努める。 行政は、AEDを取り入れた心配蘇生法の重要性を広報し、AED設置施設の職員が2年に1度講習会を受講できる体制を整える。
----	---

【施策13】交通安全意識の向上と交通安全施設の整備を進め交通事故の少ないまちをつくる。

(1) 交通安全対策事業

① 事業のねらい

交通事故の少ないまちをつくるため、交通安全意識の向上と交通安全施設の整備と適正な管理を進める。

② 事業の主な内容

- ア 交通安全意識の啓発
- イ 交通安全環境の整備
- ウ 通園、通学路の安全確保

③ 市民協働の指標

協働	市民は、日ごろから交通安全意識を向上させ、交通安全に努める。 行政は、警察・交通安全協会の連携をベースに、広く各種団体に呼びかけ市民運動として展開する。
----	---

【施策14】警察との連携を強化し、地域の防犯活動を支援し犯罪の少ない社会をつくる。

(1) 防犯対策事業

① 事業のねらい

犯罪の少ない社会をつくるため、警察との連携を強化し、地域の防犯活動を支援する。

② 事業の主な内容

- ア 防犯意識の普及
- イ 犯罪を誘発する環境の改善

③ 市民協働の指標

協働	市民は、日ごろから防犯意識を高め、行政と協力して地域で防犯活動を進める。 行政は、警察と協力して地域の防犯活動を支援する。
----	--

【施策15】正しい消費知識を普及し合わせて消費者の保護を進め消費者被害を予防する。

(1) 消費生活啓発事業

① 事業のねらい

市民の消費者被害を防ぐため、正しい消費知識の情報提供と啓発を進め市民の

消費生活を守る。

② 事業の主な内容

ア 消費者の苦情相談受付・処理及び保護

イ 循環型社会に配慮した消費活動の推進、消費者団体の育成・強化

ウ 秤・量目の定期的な検査

③ 市民協働の指標

協働	市民は、日ごろから消費生活に関心を高める。 行政は、専門の相談員による相談を継続する。また、広報みきで被害を防ぐための情報を提供する。
----	--

【施策16】 斎場の建設を進める。

(1) 斎場事業

① 事業のねらい

市民のやすらぎを高めるため、斎場整備を進める。

② 事業の主な内容

ア 斎場整備を進め、効率的な運営を進める

③ 市民協働の指標

行政	行政は、斎場を整備し指定管理者制度などを活用し適正な運営を進める。
----	-----------------------------------

第6節 推進プロジェクト

「推進プロジェクト」は、上記の5つの部門別に展開する施策に横のつながりをつくり、まちづくりを進める上で基礎となる施策を総合的に展開していくための施策であり、まちづくりを先導していく上で重要な役割を果たします。

推進プロジェクトは、まちづくりの新たな課題の発生などに対処するため、新しいプロジェクトの導入、既存の統廃合など、組織やその内容をダイナミックに展開させていきます。

1 景観プロジェクト

「日本一美しいまち」は、「山」「川」「田園」「街並み」「駅・広場」「みち」など、あらゆる場面が美しくなる必要があります。「みっきいふるさと公園構想」により景観形成への取り組みを推進します。

(1) 事業の内容

まちづくりの基本条件である「計画性」「安全性」「快適性」を基に、「ふれあい」「文化」「にぎわい」「景観」「情報発信」構想をうちたて、「将来のみきっ子」「市民主体」「健康で健やかな」「活気あふれる」「誰にも優しい」「環境にやさしい」「心やさしい」をテーマに公園づくりを進めます。

ア 基本構想「みっきいふるさとふれあい公園構想」づくりを進めます。

イ 基本計画「レインボー計画」づくりを進めます。

ウ 公園の整備を進めます。

エ 桜の植栽を進めます。

オ 河川の環境を整備します。

2 健康プロジェクト

市民の皆様がいきいきと暮らしていくためには、心身の健康が基本となります。市民の皆様が、心身ともに健やかでいきいきと活動できるように市民の皆様自らによる健康づくりを推進します。

(1) 事業の内容

「市民の皆様一人ひとりの元気を育てる」ため、健康長寿の推進、「こころ」と「からだ」の元気おこし、地域の力で支える在宅介護により健康づくりを支援します。

ア こころと体の健康づくりを進めます。

- ・ 町ぐるみ健診の受診率を高めます
- ・ 脳ドックの受診を普及します。
- ・ 地域医療を考える医療フォーラムを開催します。

- ・ライフステージに応じたストレスへの理解と解消法の普及を進めます。
- イ 運動習慣を定着させます。
 - ・吉川健康センターの機能を活用して、介護予防や親子の健康づくりを進めます。
 - ・史跡探訪とウォーキングを組合せ、健康づくりを定着します。
 - ・公民館など身近な地域で、親子の交流や相談の場をつくります。
 - ・介護予防体操「みっきいきいき体操」を全市的に普及します。
- ウ 栄養・食生活の改善を進めます。
 - ・中高年の食生活の改善を図り健康寿命を延ばし、子育ての柱である食育を親子に推進します。

3 企業誘致プロジェクト

立地情報の提供を進めるとともに、優良企業の誘致に向けて、直接的には優遇措置、従業員の確保及び通勤手段の確保を、また間接的には住宅、教育、家族の暮らしなどの立地環境を整えていきます。

(1) 事業の内容

ひょうご情報公園都市、吉川産業団地などにトップセールスにより雇用の確保を目的とするため、「ものづくり」をターゲットとして新規企業を誘致します。

- ア トップセールスを実施します。
- イ 誘致企業情報を取得します。
- ウ 現地見学会を実施します。
- エ 企業誘致チーム、地元調整チームを設置します。

4 みきっ子安心プロジェクト

みきっ子未来応援プランの実現をめざし、少子化の流れの中で、子どもが健やかに生まれ、育まれる環境づくりを進めます。

(1) 事業の内容

元気なまちを未来に引き継ぐため子育て支援を進めます。みきっ子未来応援プランの実現をめざし、少子化の流れの中で、子どもが健やかに生まれ、育まれる環境づくりを進めます。

- ア 「みきっ子未来応援プラン」を見直し発展させます。
- イ 「みきっ子安心プロジェクトチーム」「みきっ子安心ワーキンググループ」を設置します。
- ウ 市民参画の子育て支援のあり方の調査研究を進めます。
- エ 子育てに関する市民の「参画意識」「課題等」に関するアンケートを実施します。
- オ 子育て施策の重点化についての「外部評価システム」を構築します。
- カ 幼稚園・保育園については、就学前児童環境整備計画を策定します。

5 観光プロジェクト

多様化する観光形態をツーリズムとして多面的に捉え交流人口を増やし、これをまちづくりの力として活用していきます。

(1) 事業の内容

日本一美しいまち三木をめざして、観光によるにぎわいとふれあいのまちづくりを進め、観光客500万人をめざします。景観の美しさを高めるとともに、心の豊かさを高め来訪者を暖かく迎えるホスピタリティづくりを進めます。

ア 「ゴルフのまち」、「金物のまち」など、三木の魅力を情報発信します。

イ 三木の地域資源を有効に活用します。

ウ 市民の皆様と観光客が楽しめる観光地づくりなど、観光施設を有効に活用します。

エ 交流人口を増やし、経済の活性化を図るように地域交流を促進します。

オ 観光ホスピタリティの向上を進めます。

6 吉川まちづくりプロジェクト

三木市の東の玄関として吉川のまちづくりを進めます。吉川地域の整備を進める中で、すべての市民が合併してよかったと感じることのできるまちづくりを進めます。

(1) 事業の内容

『三木の東の玄関ロー吉川 人と自然がふれあうまちづくり』の理念の実現をめざし、吉川の地域ニーズにあった地域整備と市全体の融合を進めます。

ア 吉川の自然を残し活気をつくるまちづくり

- ・ビオトープを活用し環境を創造します。
- ・豊かな農村づくりを進めます。
- ・美しい玄関づくり、美しい川づくりを進めます。

イ ふれあいを高め地域愛あふれるまちづくり

- ・図書館分館整備計画を進め、生涯学習機会を充実します。
- ・市立施設の利活用により交流を促進します。
- ・市民と協働によりまつりを推進します。

ウ 便利な暮らしと安全安心のまちづくり

- ・県道の整備や地域公共交通対策を進めます。
- ・情報基盤や総合公園の整備の方針を決定します。
- ・支所周辺の整備を進めます。

7 共生のまちづくり総合支援プロジェクト

支援の必要な子どもに対し、ライフサイクルに応じた切れ目のない連続的かつ総合的な支援を通じ、だれもが安心して生活できる共生と人権のまちづくりを進めます。

(1) 事業の内容

だれもが安心して生活できる共生と人権のまちづくりを進め、三木市がめざす日本一美しいまちの内面の美しさを高めます。支援の必要な子どもに対するライフサイクルに応じた切れ目のない連続的かつ総合的な支援を通じ、まち全体の連携づくり、市民の皆様一人ひとりの人権意識の高揚、ユニバーサルなところとまちづくりを進めます。

ア 関係機関の情報交換及び課題把握、連携体制づくりなど、各関係機関の合意形成を進めます。

イ 情報共有、個人情報の保護等に関する総合的な相談ガイドラインを検討します。

ウ プロジェクトチームによる子育て・教育・生活相談の試行をします。

エ 子育て、教育、福祉、労働のコーディネーターの配置を進めます。

オ 職域や領域を超えた連携のベースづくりを進めます。

カ 市民の皆様一人ひとりの人権意識の高揚、ユニバーサルなところとまちづくりを推進します。

第3章 地域づくり計画

第 1 節 三木地域

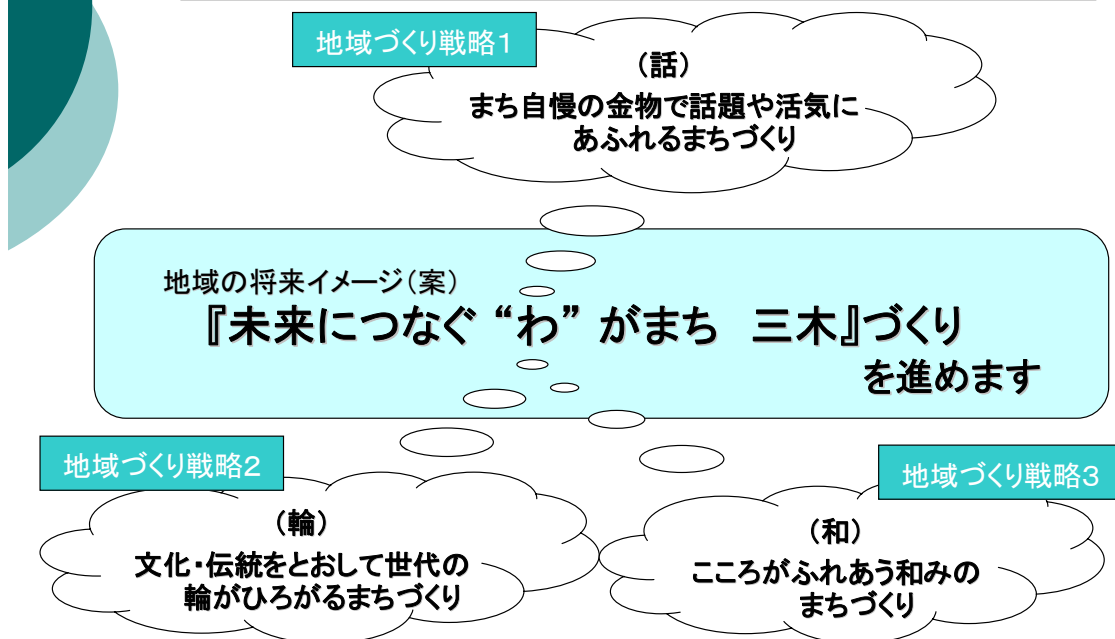
三木地域の地域づくりの目標は、「未来につなぐ “わ” がまち 三木」をキャッチフレーズとして掲げます。そして「わ」という漢字をキーワードとして、3つの地域づくり戦略にもとづいて地域づくりを進めます

はなしの「話」として「まち自慢の金物で話題や活気にあふれるまちづくり」、は、自慢である金物産業により活気にあふれる元気なまちづくりを進め、三木金物の良さを情報発信し、地域や産業を支えるひとづくりに取り組みます。

輪をひろげるの「輪」として「文化・伝統をとおして世代の輪がひろがるまちづくり」では、歴史あるまち並みや多くの史跡、勇壮な祭りをとおして地域の歴史・伝統を学び、3世代がふれあい、人の輪が広がるまちづくりをめざします。

なごみの「和」として「こころがふれあう和みのまちづくり」では、隣近所顔なじみ、声かけあって、おしゃべりして、こころふれあう 居心地のよい和めるまちづくりをめざします。

地域の将来像



〔地域づくり戦略1〕 「まち自慢の金物で話題や活気にあふれるまちづくり」

(1) ものづくりの伝承を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	技術を継承するための支援の充実	行政
2	子どもに、肥後守などの金物使用体験 の実施	協働

(2) ものづくりの情報発信を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	三木の金物の良さを世界に情報発信	協働
2	商品販路の新規開拓	協働
3	新商品の開発支援	行政

〔地域づくり戦略2〕 「文化・伝統をとおして世代の輪がひろがるまちづくり」

(1) 観光でにぎわうまちづくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	まちづくり協議会との連携による歴史やまちなみ等の観光でにぎわうまちづくり	協働
2	観光ぶどう園、史跡散策等連携したにぎわいづくり	協働
3	道の駅の地域観光への活用	行政

(2) 祭りによるにぎわい交流づくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	地域の一体感、世代間の交流づくりの促進	市民
2	祭りのPRによるにぎわいづくり	協働

〔地域づくり戦略3〕 「こころがふれあう和みのまちづくり」

(1) 暮らしの安全安心を高めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	地域の見守り活動や声かけ運動による安心づくり	市民
2	自主防災活動や訓練の推進による安全づくり	協働
3	道路整備の促進による交通安全対策の充実	行政

(2) 快適な生活環境をめざします。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	条例を制定してごみのポイ捨てや、犬のフンの片付けなどを推進	協働
2	美囊川リバーサイドパークを活用した美囊川のイメージアップ	協働
3	公共下水道の整備を促進	行政
4	高齢者にやさしいまちづくり	協働
5	路線バスの維持活性、みっきいバスの運行により地域の交通を便利にする	協働

第 2 節 三木南地域

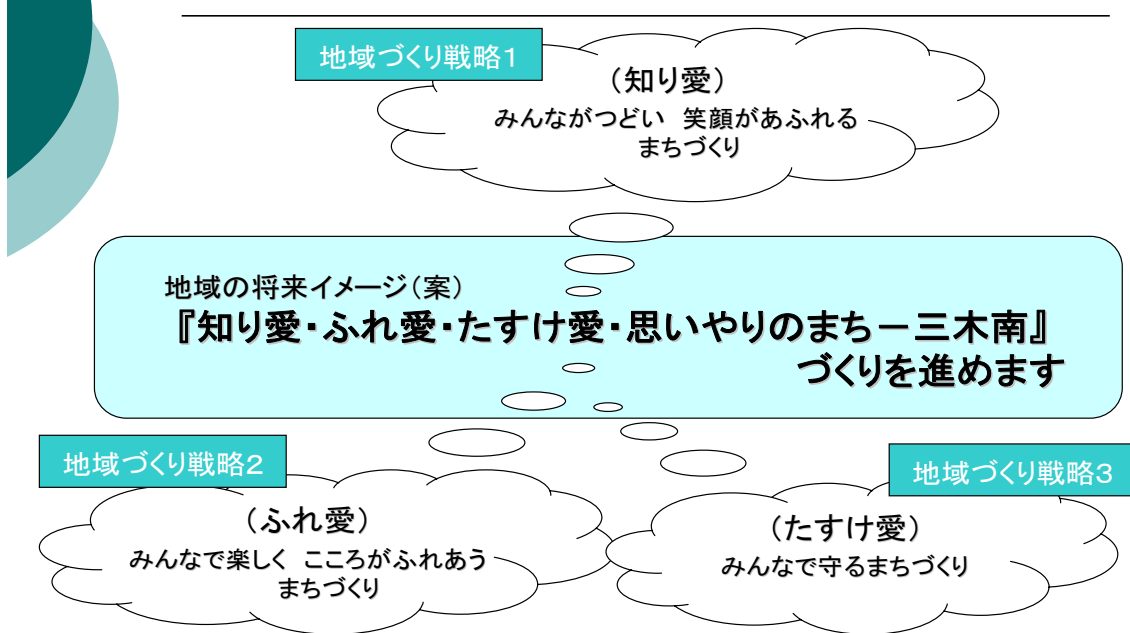
三木南地域の地域づくりの目標は、「知り愛・ふれ愛・たすけ愛・思いやりのまち－三木南」をキャッチフレーズとして掲げます。そして「知り愛」「ふれ愛」「たすけ愛」をキーワードとして、3つの地域づくり戦略にもとづいて地域づくりを進めます。

「みんながつどい 笑顔があふれるまちづくり」は、地域の人が気軽に出会い、つどえる場を設け、人の温かさ、笑顔があふれるふれあいの地域づくりをめざします。

「みんなで楽しく ころろがふれあうまちづくり」は、人がいきいきと地域で暮らせるよう、地域のふれあいや文化を高めるとともに、温かさがあふれるふれあいの地域づくりをめざします

「みんなで守るまちづくり」は、地域住民のつながりによる日常での安全・安心のまちづくりを進め、やすらぎのある地域づくりをめざします。

地域の将来像



【地域づくり戦略1】 「みんながつどい 笑顔があふれるまちづくり」

(1) 地域交通の利便性を高めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	路線バスの維持活性、みつきいバスなどの運行によるサービスの充実	協働

(2) 新しい地域のまちづくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	誰もが集える地域のコミュニティ拠点づくり	協働・行政
2	スポーツや生涯学習活動への参加、仲間づくり	市民
3	地域住民が主体となって考え、参加・行動する市民協働のまちづくり	協働
4	地域のまつり、イベント、まちづくりへの高校生の積極的な参加	市民

〔地域づくり戦略2〕 「みんなで楽しく ころろがふれあうまちづくり」

(1) 心のふれあうまちづくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	地域のまつりやイベントへの積極的な参加でふれあいをつながりづくり	市民
2	福祉施設などとの交流促進	協働

(2) 世代間のふれあいの場づくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	お年寄りと子どもがふれあう地域づくりの創造	協働

(3) 地域のふれあいが高まるまちづくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	新しい三木南地区の視点から生まれる組織づくり	協働
2	用水路やため池を活用した社会学習の場づくり	協働

〔地域づくり戦略3〕 「みんなで守る まちづくり」

(1) 安心して、子育てできるまちづくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	地域の若い親たちによる子育てネットワークづくり	協働
2	他の地域との連携や子どもの安全な通学の確保	市民

(2) 暮らしの安全・安心を高めるまちづくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	街灯の設置や門灯による安全確保の充実	協働
2	地域の声かけ見守り運動の展開	協働
3	歩行者の安全確保のための道路の整備	行政

(3) 情報発信を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	地域情報が多くの世代に伝わるような仕組みづくり	協働・行政

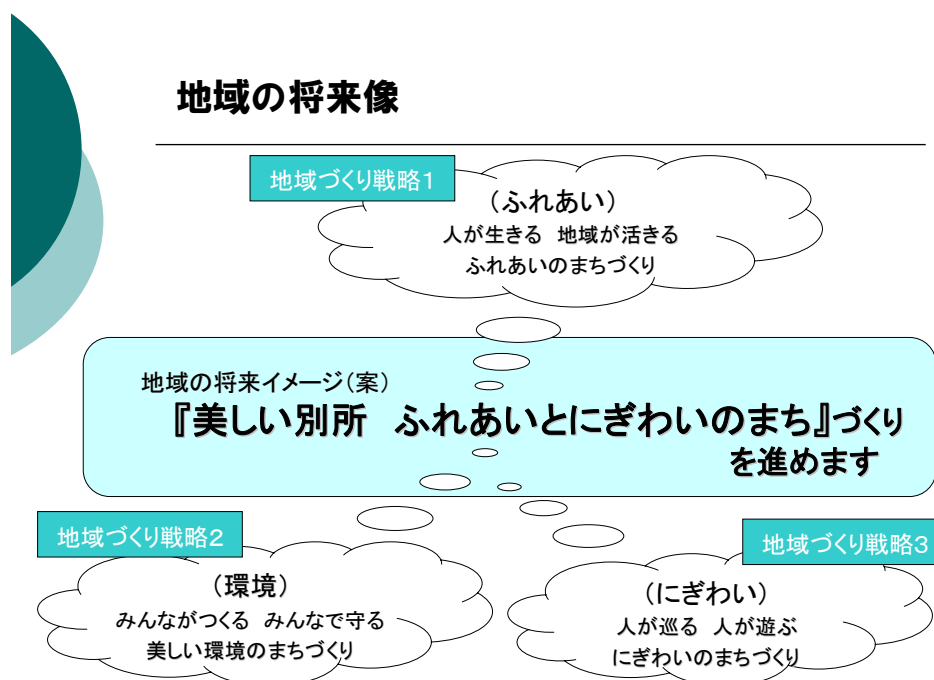
第 3 節 別所地域

別所地域の地域づくりの目標は、「美しい別所 ふれあいとにぎわいのまち」をキャッチフレーズとして掲げます。そして、古くから開けた歴史性と工場公園やホースランドパーク等の地域性を活かし、人がいきいきと暮らし、多くの人働き、遊び、ふれあいとにぎわいのあるまちづくりを進めます。そして「ふれあい」「環境」「にぎわい」をキーワードとして、3つの地域づくり戦略にもとづいて地域づくりを進めます

「人が生きる 地域が活きる ふれあいのまちづくり」は、人が生き生きと別所地域で暮らせるよう、地域のふれあいや文化を高めるとともに安全安心の基盤づくりを進め、温かさがあふれるふれあいの地域づくりをめざします。

「みんながつくる みんなで守る 美しい環境のまちづくり」は、別所地域の市民の皆様は、地域をあげて別所の環境を守ってきました。新しくできる東播磨南北道路の玄関口として、未来に伝える 環境を高めるうつくしいまちづくりをめざします。

「人が巡る 人が遊ぶ にぎわいのまちづくり」は、地域の交通を便利にし、豊かな自然の中で地域にある古墳、仏閣やホースランドパークなどを巡る観光コースの開発、工場公園の活性化、地産地消、農業の振興により活気があふれるにぎわいのまちづくりをめざします。



【地域づくり戦略1】 「人が生きる 地域が活きる ふれあいのまちづくり」

(1) 地域の資源を活かしたふれあいのまちづくり。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	地域の大きな資源としてホースランドパークの活用	協働
2	下石野分校の有効利用の方策を研究し活用	協働

3	デイサービスセンター用地の有効活用の方策を研究し活用	協働
---	----------------------------	----

(2) すべての人が安心して暮らせる、より住みよいまちづくり。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	消防団や自主防災組織を一層活性化し、災害に強いまちづくり	協働
2	住宅づくりや子育て支援などにより、若者が定住できる住みやすい環境づくり	協働
3	声かけ運動など、高齢者・障害者にやさしいまちづくり	協働

〔地域づくり戦略2〕 「みんながつくる みんなで守る 美しい環境のまちづくり」

(1) 地域をあげて生活環境を守り、美しい環境づくり。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	ごみ、廃棄物対策など生活環境保護の条例化	行政
2	美しいまちづくりなどに向けて地域コミュニティ活動の活性化	協働
3	美囊川の美化と桜堤づくり	協働
4	相野地区の土地利用の有効な活用研究	協働

(2) 地域活動を活発にし、地域の未来を拓くネットワークづくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	消防団、婦人会などの地域団体の活動の活性化	協働
2	若者グループの活動育成	協働
3	地域で考え地域で進めるまちづくり	市民

〔地域づくり戦略3〕 「人が巡る 人が遊ぶ にぎわいのまちづくり」

(1) 地域の資源を活用し、にぎわいのまちづくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	地域資源の活用による観光振興	協働
2	地域をめぐる観光ネットワークづくり	協働
3	集落営農による農業振興	協働
4	別所の特産品づくり	協働

(2) 人が巡るよう 地域の交通、道路ネットワークを高めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	地域内の道路ネットワークの再構築	行政
2	地域バス交通網の充実	行政

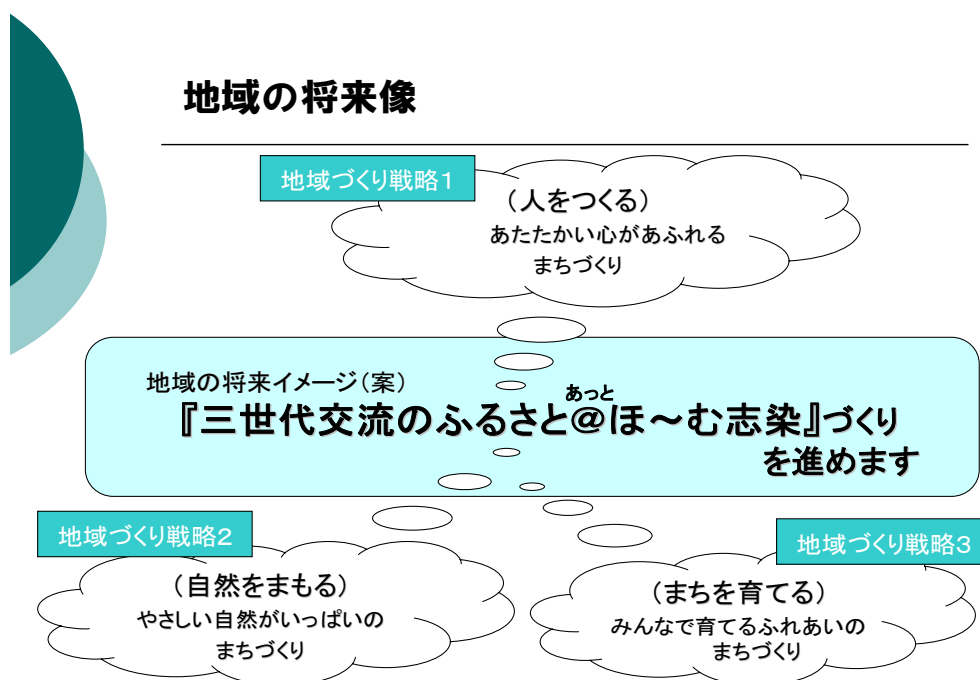
第4節 志染地域

志染地域の地域づくりの目標は、「三世代交流のふるさと@ほ～む志染」をキャッチフレーズとして掲げます。私たちは、ともすれば家族のきずなが失われがちな現代において、いつまでも三世代が交流しながら穏やかにアットホームに暮らせるふるさとであってほしいという願いを込めてまちづくりを進めます。そして「人をつくる」「自然をまもる」「まちを育てる」をキーワードとして、3つの地域づくり戦略にもとづいて地域づくりを進めます。

「あたたかい心があふれるまちづくり」は、新しいものと古いものが同居する中で、地域の伝統を守る心、お年寄りや子育て世代などすべての人が安心して暮らせる、あたたかい心があふれるアット・ホームな地域づくりをめざします。

「やさしい自然がいっぱいのまちづくり」は、志染には、伽耶院、御坂めがね橋、千体地蔵、御坂神社、窟屋の金水などの歴史的財産や、珍しい植物などがやさしい自然の中にたくさん残っています。これを、大切に保全し後世に伝えていくために自然や環境を大切にする地域づくりをめざします。

「みんなで育てるふれあいのまちづくり」は、農業、観光、大規模プロジェクトを地域づくりに活かし、生き生きとした豊かなコミュニティ社会づくりをめざします。



※なおアットホームのアットは、ひょうご情報公園都市が、将来の志染の発展に寄与することを願って、電子メールのアドレスに使用される@マークにかけてイメージしました。

〔地域づくり戦略1〕 「あたたかい心があふれるまちづくり」

(1) 地域文化の伝承を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	御坂まつりの伝承	市民
2	各村に残る地域行事の新興	市民
3	志染の歴史の再認識、若者への伝承	市民

(2) 高齢になっても安心して暮らせるふるさとを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	地域での相互扶助の仕組みづくり（助け合いネットワーク）の構築	市民
2	高齢者夫婦・1人暮らし高齢者への地域ぐるみの声かけ、見守り運動の展開	市民
3	志染デイサービスセンターや公民館、自治会集会所を拠点に介護予防運動の展開	協働
4	世代間交流の促進（高齢者とこどものふれあい促進）	市民

(3) 安心して子育てできる環境づくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	住民による安全パトロール、見守り活動の充実	市民
2	地域における子育てネットワークづくり（例：若葉会の活性化）	市民
3	アフタースクールの充実	行政
4	住民による安全パトロール、見守り活動の充実	市民

〔地域づくり戦略2〕 「やさしい自然がいっぱいのまちづくり」

(1) 自然環境の保全を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	志染川の水質保全運動	協働
2	ホタルやメダカ、シジミ貝の住める環境づくり	協働
3	貴重品種の保護（シジミヘラオモダカ、ヒカリモ（窟屋の金水）の保護等）	協働
4	美しい志染クリーンキャンペーンの取組み	協働

(2) 景観の保全を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	ふるさと探検ツアー	協働
2	歴史的財産の保全（伽耶院、御坂めがね橋、千体地藏、御坂神社、窟屋の金水、どっこいさんなど）	協働

〔地域づくり戦略3〕 「みんなで育てるふれあいのまちづくり」

(1) 子ども、高齢者の交通手段の確保を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	路線バスの維持活性、みっきいバスなどの運行によるサービスの充実	協働

(2) 地域コミュニティづくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	思いやりのところ、お互いの人権を大切にできるまちづくり	協働
2	三世代や地域の住民が交流できる行事の開催（バレーボール、町民運動会）	協働
3	コミュニティ団体の育成・活性化（子ども会、老人会、婦人会等）	協働
4	地域の名人による公民館や小中学校での講座	協働

(3) 魅力ある農業の振興を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	共同化、集落営農体制の充実	協働
2	地産地消の推進（朝市の開催）	協働
3	志染の新たな特産品づくり	協働

(4) 観光を振興します。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	観光振興（伽耶院などのPRによる観光客誘致）	協働
2	市民農園の拡大によるベッドタウン住民との交流、	協働
3	農道を活用したサイクリングロード、ウォーキングロードづくり	協働

(5) 大規模プロジェクトを地域づくりに活かします。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	ひょうご情報公園への企業誘致による雇用確保で若い世代の定住促進	行政
2	三木総合防災公園の施設活用による自主防災組織の活性化	協働

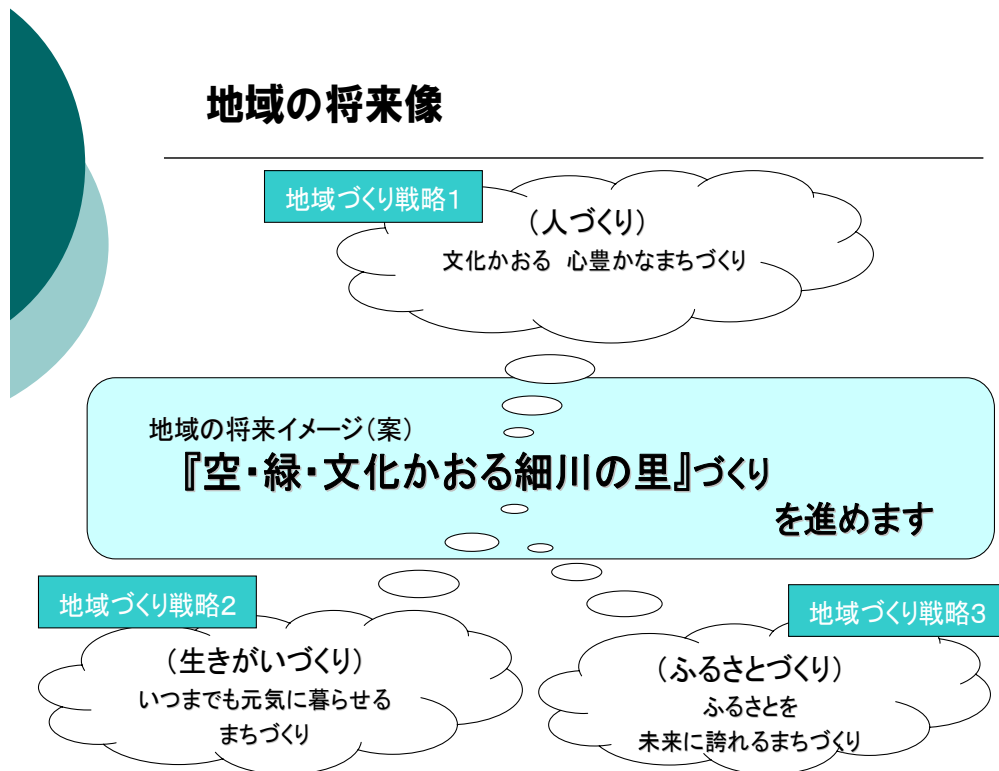
第5節 細川地域

細川地域の地域づくりの目標は、「空・緑・文化かおる細川の里」をキャッチフレーズとして掲げます。細川地域では、地域が持つ大きな特徴の緑豊かな自然環境を活かしながら、心豊かなまちづくりを進めていきます。そして「人づくり」「生きがいつくり」「ふるさとづくり」をキーワードとして、3つの地域づくり戦略にもとづいて地域づくりを進めます。

「文化かおる 心豊かなまちづくり」は、細川地域は、藤原惺窩生誕の地であり地域文化がかおるまちです。コミュニティづくりをすすめる文化のかおるまちをめざします。

「いつまでも元気に暮らせるまちづくり」は、地域で子育てを支え、高齢者がいつまでも地域で元気に暮らせるまちづくりをめざします。

「ふるさとを未来に誇れるまちづくり」は、細川の素晴らしい自然や景観を残しながら、次代を担う子どもたちが安心して暮らせる「ふるさと」づくりをめざします。



〔地域づくり戦略1〕 「文化かおる 心豊かなまちづくり」

(1) 地域文化の伝承を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	まつりなどの伝統行事の振興	協働
2	ふるさと再発見ツアーの実施	協働
3	細川学（地域学）講座の開催	協働
4	ふるさとからの情報発信	市民
5	手作り看板、サイン、散策マップなどの整備	協働

(2) 地域コミュニティの再生を図ります。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	思いやりの心、お互い様の心づくり	市民
2	コミュニティ団体の育成	協働
3	市民協働のまちづくり	協働

〔地域づくり戦略2〕 「いつまでも元気に暮らせるまちづくり」

(1) 子ども、高齢者の交通手段の確保します。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	路線バスの維持活性、みっきいバスなどの運行によるサービスの充実	協働
2	新たなスクールバスの運行を検討	行政
3	細川町公民館周辺のバスターミナル化	行政

(2) 魅力ある農業の振興を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	農業経営の安定化と組織化の推進	協働
2	営農組合組織間の交流と研修機会の提供	協働
3	細川独自の農作物生産支援と販路開拓	協働
4	地産地消の推進	協働
5	滞在型農業の研究	協働

(3) 瑞穂小学校校舎の活用を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	高齢者大学、大学院の開講	協働
2	交流、ふれあい、にぎわい、福祉サービス拠点づくりの検討	協働

(4) 地域医療の充実を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	通院の交通手段の充実	協働
2	民間医院の誘致	協働

(5) 高齢者夫婦・独居高齢者の増加に対応します。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	地域の安全・安心システムの構築	協働
2	地域ぐるみの声掛け、見守り運動の展開	市民
3	生きがいつくり・健康づくりの推進	協働

(6) 安心して子育てできる環境づくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	認定こども園（複合拠点）の早期実現	行政
2	高齢者と子どものふれあい促進	市民
3	地域における子育てネットワークづくり	協働

【地域づくり戦略3】 「ふるさとを未来に誇れるまちづくり」

(1) 道路網の整備を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	県道、生活道路や農道の整備	協働

(2) 自然環境と生活環境の保全を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	自然環境を利用した自然観察会や社会学習の場づくり	市民・行政
2	ため池や河川などを活用したまちづくり	協働
3	水洗化の推進	市民
4	環境美化活動の推進	市民

(3) 若者の地元離れ対策を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	光ブロードバンドなど情報通信基盤の整備	行政
2	地上デジタル放送への移行の支援	行政
3	三世帯同居世帯への優遇策の検討	協働
4	ふるさと意識の醸成	市民

(4) 自主防災組織の活性化を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	研修会等の開催	協働
2	ため池等の危険箇所の見守り	協働

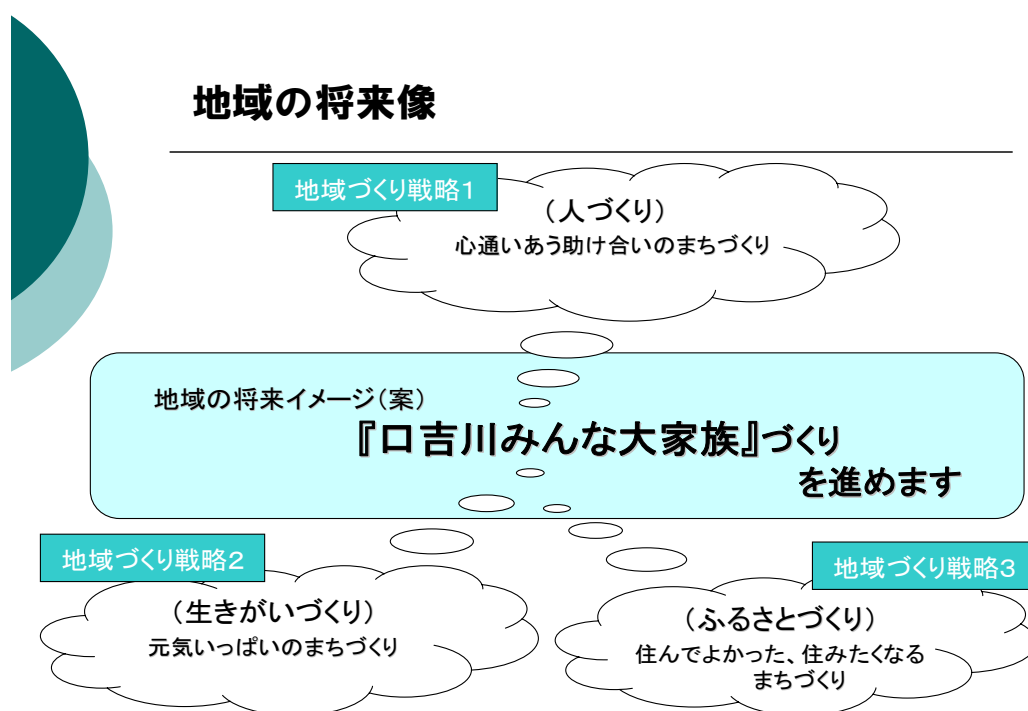
第 6 節 □吉川地域

口吉川地域の地域づくりの目標は、「口吉川みんな大家族」をキャッチフレーズとして掲げます。そして「人づくり」「生きがいつくり」「ふるさとづくり」をキーワードとして、3つの地域づくり戦略にもとづいて地域づくりを進めます。

「心通いあう助けあいのまちづくり」は、あたたかさあふれた 心通いあう助けあいのまちづくりを目指します。

「元気いっぱいのもちづくり」は、みんなが健康で元気いっばいに暮らせるまちづくりを目指します。

「住んでよかった 住みたくなるまちづくり」は、自然にあふれ快適で、安心して住める。すんでよかった住みたくなるまちづくりを目指します。



〔地域づくり戦略1〕 「心通いあう助けあいのまちづくり」

(1) 元気な集落、元気な口吉川づくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	みんな集まれふるさとまつり（盆踊り）の開催	市民
2	隣近所みな家族運動の推進	市民
3	コミュニティの活性化	協働

(2) 文化を守り、生かします。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	口吉川大発見（紅葉ハイクと史跡めぐり）	協働

2	蓮花寺の鬼踊りの国指定無形文化財への登録推進	行政
3	義経伝説と篠原神社秋祭りとの連動	協働
4	密教院鎮守社（善祥寺）と銅鐘（蓮花寺）の保存	協働

〔地域づくり戦略2〕 「元気いっぱいのもちづくり」

(1) 食べていける安定した農業経営を支援します。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	営農組合の法人化による経営安定と山田錦の品質向上対策	協働
2	都会生活者とのふれあい（農業応援隊、オーナー制度、貸し農園）	協働
3	Iターン者支援、特区の創設	協働
4	中核農業者、認定農業者の育成	協働
5	株式会社で守る農業	協働

(2) 元気なからだづくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	健康増進月間の制定や町民体力測定会の開催	協働

(3) 心なごむ景観づくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	メダカや蛍・ドジョウが住む小川や溝の整備	協働
2	四季の花いっぱい運動	協働

〔地域づくり戦略3〕 「住んでよかった、住みたくなるまちづくり」

(1) 自然環境と生活環境の保全を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	口吉川の自然を考えるセミナーの開催	協働
2	自治会を中心とした環境美化活動の推進	市民
3	地球温暖化防止	協働

(2) 安全なまちづくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	洪水に強い河川整備	行政
2	地すべり対策	行政
3	ため池事故防止対策（フェンス設置）	協働
4	老朽ため池の改修	協働
5	自主防災組織の強化	協働
6	近隣通報システムの導入	協働
7	防災無線の整備	行政

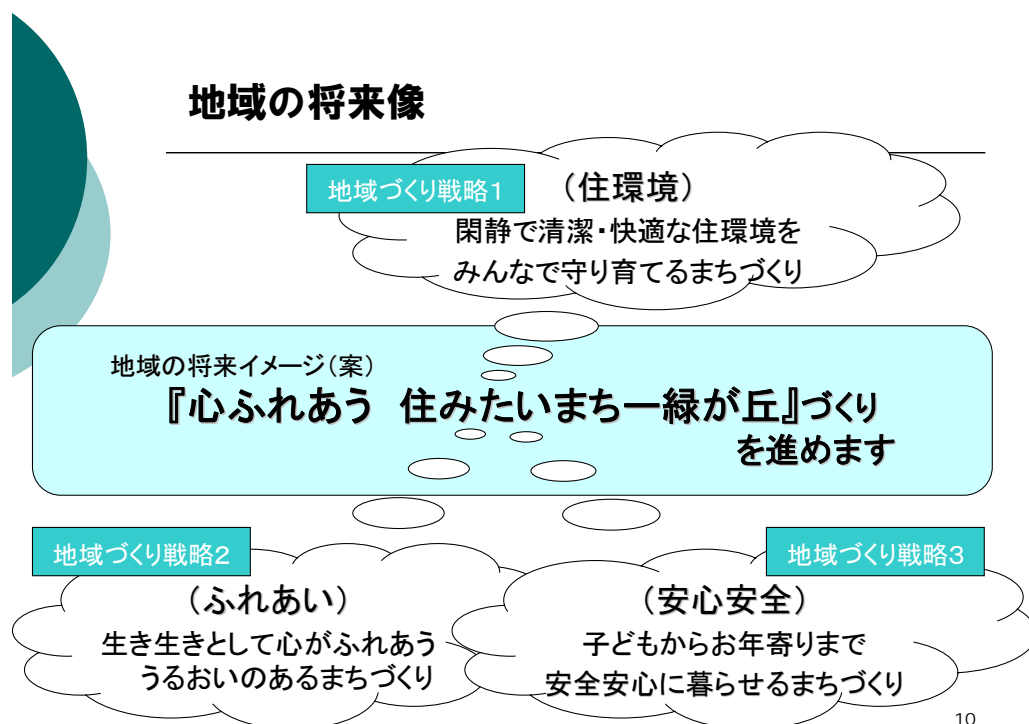
第7節 緑が丘地域

緑が丘地域の地域づくりの目標は、「心ふれあう 住みたいまち—緑が丘」をキャッチフレーズとして掲げます。そして「住環境」「ふれあい」「安心安全」をキーワードとして、3つの地域づくり戦略にもとづいて地域づくりを進めます。

「閑静で清潔・快適な住環境を みんなで守り育てる まちづくり」は、住環境の向上を進め美しい環境のまちをめざします。

「生き生きとして心がふれあう うるおいのあるまちづくり」は、うるおいづくりや生きがいづくり、商業の振興や学生のまちづくりへの参画をめざします。

「子どもからお年寄りまで 安全安心に暮らせるまちづくり」は、心のふれあう福祉対策、空家・空地、バス交通、安全安心づくりなどを進め全員参加で市民が主役のまちをめざします。



10

〔地域づくり戦略1〕 「閑静で清潔・快適な住環境を みんなで守り育てる まちづくり」

(1) 住環境の向上を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	生活道路の舗装、側溝整備などのまちのリニューアル	行政
2	花いっぱい運動の推進	市民
3	まちの景観、住環境を守るしくみづくり	協働

(2) 美しい環境対策を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	ごみのポイ捨て防止や犬の糞の片付けのしくみづくり	行政
2	暮らしのマナーが守れるまちづくり運動の推進	市民
3	まちを清潔にするクリーン作戦の推進	市民
4	リサイクル、資源回収など、環境改善活動の啓発	協働

〔地域づくり戦略2〕 「生き生きとして心がふれあう うるおいのあるまちづくり」

(1) うるおいづくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	地域イベントの充実	協働
2	敬老会の充実	協働

(2) いきいきと生きる生きがいがづくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	健康づくりのまち運動の実施	市民
2	健康相談窓口の設置など、地域健康づくりの充実	協働
3	生涯学習の充実	協働

(3) 商業の振興を図ります。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	みどりまつりの充実	協働
2	アンテナ・チャレンジ・地域サロン（ギャラリー）など、空き店舗対策の推進	協働

(4) 学生のまちづくりへの参画を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	学生ショップ・イベント参加など、大学生のまちづくりへの参画の促進	協働

〔地域づくり戦略3〕 「子どもからお年寄りまで 安全安心に暮らせるまちづくり」

(1) 心のふれあう福祉対策を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	超高齢社会での地域社会、地域福祉のあり方の研究	協働
2	地域助けあいシステム、エコマネー、地域通貨など、相互扶助意識の啓発	協働
3	バリアフリー対策の推進	行政
4	交通安全対策の推進	行政
5	見守りネットワーク、ふれあいサロン、相談窓口など、日常生活の不安解消対策の推進	協働

(2) 安全安心のまちづくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	防犯活動の強化	市民
2	防犯組織の連携・強化	協働
3	避難・誘導・防災訓練の実施など、防災活動、組織の連携・強化	協働

(3) 全員参加で市民が主役のまちづくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	地域のことは地域住民が主体となって考え行動するしくみづくり	協働
2	地域の各種団体の連携	協働
3	公民館を窓口とした地域と行政との連携強化	協働
4	情報共有の推進	市民
5	自治会活動の活性化	市民

(4) 空家・空地対策を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	空家の実態把握、空家の活用、流動化促進など空家対策の検討	行政
2	親子の近居の啓発	協働
3	転出時に転出後の適正管理の啓発や除草、防犯など適正管理の指導強化	協働

(5) バス交通対策を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
	路線バスの維持活性、みっきいバスなどの運行によるサービスの充実	協働

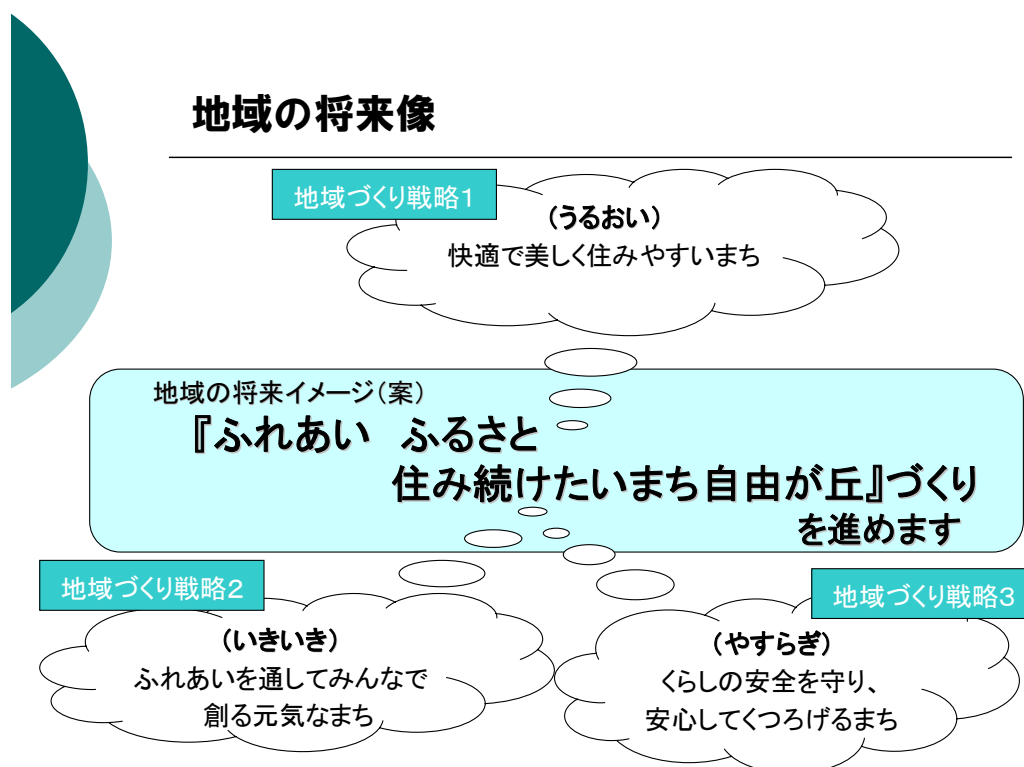
第 8 節 自由が丘地域

自由が丘地域の地域づくりの目標は、「ふれあい ふるさと 住みたいまち自由が丘」をキャッチフレーズとして掲げます。そして「うるおい」「いきいき」「やすらぎ」をキーワードとして、3つの地域づくり戦略にもとづいて地域づくりを進めます。

「快適で美しく住みやすいまち」では、地域住民の足を確保するため地域の交通を充実させるとともに、下水道の整備、生活道路のリニューアルなどにより住環境を整備することで、快適で美しく住みやすいまちを目指します。

「ふれあいを通してみんなで創る元気なまち」では、出会い、ふれあいの場を提供し、市民協働のまちづくりを展開しながらみんなが生きがいをもって暮らせるまちを創っていきます。

「くらしの安全を守り、安心してくつろげるまち」では、子どもからお年寄りまですべての住民のみなさんがほっとするやさしい環境をつくりあげ、相互扶助の連携と啓発また防災拠点施設用地を確保し、その整備を行い、防犯・防災体制の充実を図り安心してくつろげるまちを目指します。



〔地域づくり戦略1〕 うるおい「快適で美しく住みやすいまち」

(1) バス交通を充実します。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	路線バスの維持活性、みっきいバスなどのサービス向上を検討	協働

(2) まちづくり協議会の活動を支援します。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	まちづくり協議会の活動への人的支援	協働

(3) 住環境の向上に努めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	公道化事業の推進とともに公共下水道事業の促進	行政
2	生活道路のリニューアル、緑化の推進	行政
3	県道の整備	行政

(4) 美しい環境を目指します。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	条例を制定してゴミのポイ捨て禁止、犬の糞の片付けなどを啓発	協働

(5) 空家、空地対策を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	親子の近居の啓発	協働
2	除草、防犯など適正管理と指導強化	協働
3	転出時に、転出後の適正管理と指導強化	協働

〔地域づくり戦略2〕 いきいき「ふれあいを通してみんなで創る元気なまち」

(1) 市民協働のまちづくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	地域と行政が一体となった地域主体のまちづくりを展開	協働
2	各種団体との連携強化	協働
3	公民館を地域住民の窓口として地域と行政との連携を強化	協働

(2) 子育て支援を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	サークル、講座等を通して親子同士のふれあい強化と情報共有	協働
2	子育てキャラバンの実施	行政
3	三木市ファミリーサポートセンターの充実	協働

〔地域づくり戦略3〕 やすらぎ「くらしの安全を守り、安心してくつろげるまち」

(1) 高齢化対策を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	バリアフリー対策	行政
2	健康講座の充実と強化	行政
3	近所の連絡体制づくり	市民

(2) 防犯・防災対策を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	自己防犯意識の高揚	市民
2	防犯、防災、交通安全対策	協働
3	防犯、防災パトロール隊の結成と充実	協働

(3) 防災拠点施設の設置を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	防災拠点施設用地を確保し整備	協働

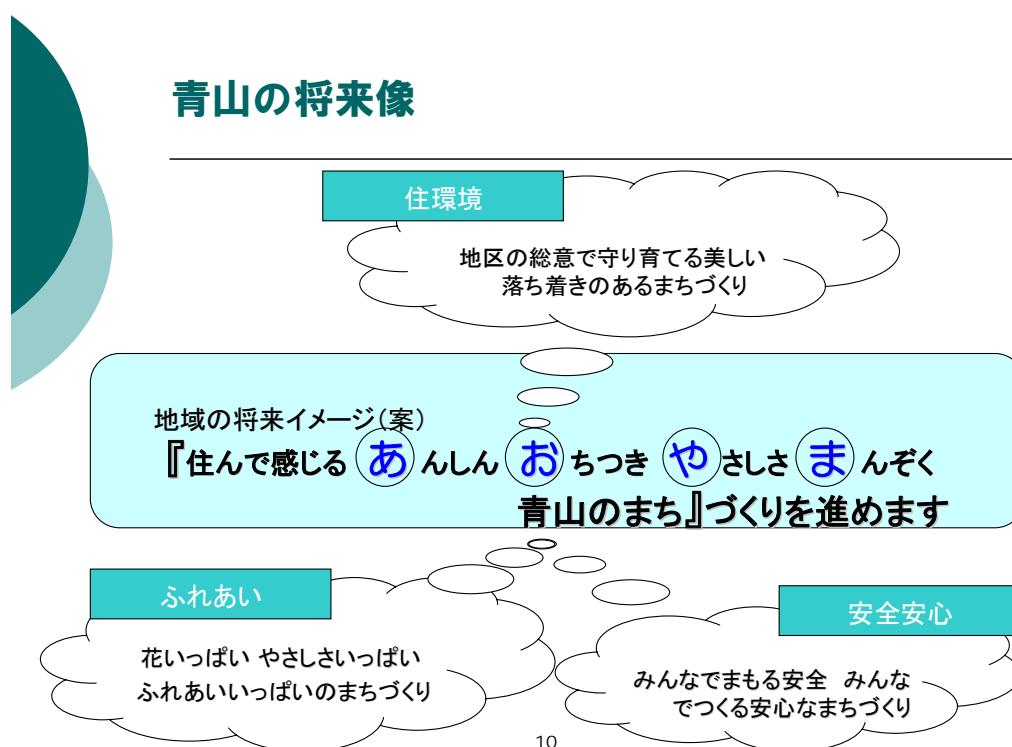
第 9 節 青山地域

青山地域の地域づくりの目標は、「住んで感じるあんしん おちつき やさしさ まんぞく 青山のまち」をキャッチフレーズとして掲げます。そして「住環境」「ふれあい」「安全安心」をキーワードとして、3つの地域づくり戦略にもとづいて地域づくりを進めます。

「地区の総意で守り育てる美しい落ち着いたきのあるまちづくり」は、地域交通の利便性を高めたり、美しく快適なまちづくりを地域の総意で進めます。

「花いっぱい やさしさいっぱい ふれあいいっぱいのまちづくり」は、学生・事業者のまちづくりへの参画を促し、ふるさとづくりをめざします。

「みんなでまもる安全 みんなでつくる安心なまちづくり」は、地域の暮らしの安全を高め安心なまちをめざします。



【地域づくり戦略1】 「地区の総意で守り育てる美しい落ち着いたきのあるまちづくり」

(1) 美しく快適なまちづくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	地域のまとまりで策定した地区計画や住民協定を維持するとともに、住民と行政との協働による全住民参加型まちづくりの推進	協働
2	ボランティアの輪を広げ、多くの住民参加で地域の緑化や美化イベント等の推進	市民
3	条例を制定してごみのポイ捨て禁止や、犬のフンの片付けなどを推進	協働

4	図書館青山分館の充実	行政
---	------------	----

【地域づくり戦略2】「花いっぱい やさしさいっぱい ふれあいいっぱいのまちづくり」

(1) ふるさとづくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	公民館を中心に、様々な交流やふれあいの場となる拠点とし地域住民のつながりを深める	協働
2	地域の各種ボランティアやサークル等の情報発信と住民の自主的参加による活動の充実	市民
3	退職後もいきいきと暮らせる、生きがいのある地域づくりへの積極的な参加の推進	協働

(2) 共生のまちづくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	幼・小・中・高・大学や研修施設（生涯学習施設）、特別支援学校、障害者施設とともにあらゆる人が尊重される共生のまちづくりの推進	協働

(3) 学生・事業所のまちづくりへの参画を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	学生、事業所のまちづくりへの積極的な参加による市民とのふれあい交流の促進	市民

【地域づくり戦略3】 「みんなでまもる安全 みんなでつくる安心なまちづくり」

(1) 暮らしの安全安心を高めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	多くの住民参加による自主防災活動・訓練の充実と防災意識の向上	協働
2	一人の住民、一つの事業所、みんなの声かけ、見守り運動の推進	市民

(2) 地域交通の利便性を高めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	住民とともに交通の利便なまちづくりを目指して「バス交通意見交換会」を開催し、よりよいバス運行サービスの充実	協働

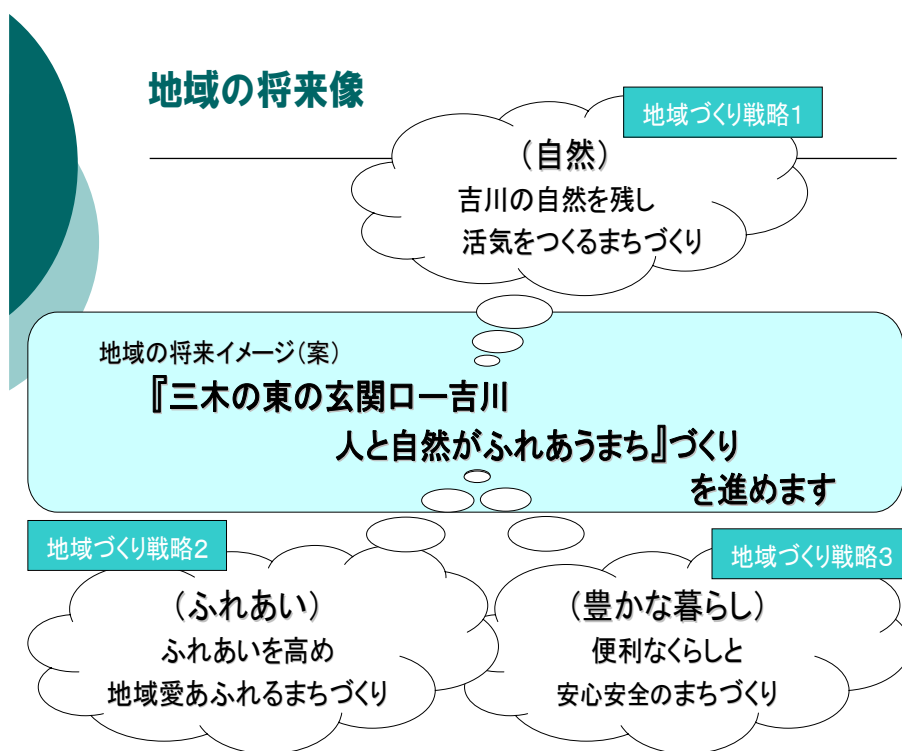
第10節 吉川地域

吉川地域の地域づくりの目標は、「三木の東の玄関口 吉川 人と自然がふれあうまちづくり」をキャッチフレーズとして掲げます。吉川地域の豊かな自然に擁かれた生活環境で、人・地域への愛着を深め日常生活の安心安全を高めていきます。そして「自然」「ふれあい」「豊かな暮らし」をキーワードとして、3つの地域づくり戦略にもとづいて地域づくりを進めます。

「吉川の自然を残し、活気をつくるまちづくり」は、人々が生き生きと吉川地域で暮らせるよう、豊かな自然を大事にし文化かおるまちをめざします。

「ふれあいを高め地域愛あふれるまちづくり」は、地域間・世代間交流を促進し、地域や人のふれあいを高め、地域活力あふれるまちづくりをめざします。

「便利なくらしと安心安全のまちづくり」は、日常生活を便利にし、安心安全に暮らせる地域づくりをめざします。



〔地域づくり戦略1〕 「吉川の自然を残し 活気をつくるまちづくり」

(1) 自然を守り、地域を育みます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	集落営農の推進	市民
2	農業の担い手育成・確保	協働
3	集落ぐるみの農地・水、環境保全対策の推進	市民
4	文化財の保護	協働
5	桜堤の整備	協働

〔地域づくり戦略2〕 「ふれあいを高め地域愛あふれるまちづくり」

(1) まちを元気にします。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	企業誘致プロジェクトの推進	行政
2	住宅の確保	行政
3	温泉交流館の改修	行政
4	まちの中心部を地域文化創造エリアとして整備を促進	協働

(2) みんなでふれあうまちづくりを進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	吉川総合公園の整備と利活用の促進	行政
2	「人の目の垣根隊」等、地域ボランティアの育成	協働
3	インター周辺の環境美化対策	協働
4	都市と農村の交流	協働

〔地域づくり戦略3〕 「便利なくらしと安心安全のまちづくり」

(1) 便利に暮らせるようにします。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	バス交通の充実	協働
2	県道の整備	協働
3	地域情報化の推進（光ブロードバンド、地上デジタル、FMみっきいの対策）	行政

(2) 安心と安全を高めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	災害時の支所防災体制の充実	協働
2	健康福祉センターの活用促進	協働
3	地域包括支援センターの設置	協働
4	地域医療情報の提供	行政
5	危険ため池の安全対策と美囊川河川改修	協働・行政

(3) 支所周辺の整備を進めます。

	地域づくり事業	主な推進主体
1	バスターミナルの整備	協働
2	よかたん前交差点の改良	協働
3	図書館の分館の整備	協働